

入札公告(電気)

次のとおり一般競争入札(政府調達協定対象外)に付します。

令和8年9月16日

分任契約担当官
陸上自衛隊健軍駐屯地
西部方面会計隊本部業務科長 秋吉 裕之

1 工事概要

- (1) 工事名 : 高遊原59. 60. 61号他建物電気設備改修工事
- (2) 工事場所: 熊本県益城郡益城町大字小谷1 8 1 2 陸上自衛隊高遊原分屯地
- (3) 工事内容: 本工事は、以下の工事を行うものである。
用途(電気)
LED器具新設等
- (4) 工期 : 令和9年3月31日(水)まで
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和7・8年度年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、2(4)に示す級別の格付を受け、九州防衛局 に競争参加を希望していること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 以下の表の示す防衛省参加資格の等級(資格審査結果通知書の記3の等級)以上であること

工事区分	格付
電気	C
- (5) 平成23年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち上記2(4)の工事を施工した実績を有すること (建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)。
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。)(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計(以下「評定点合計」という。)が65点未満のものを除く。
また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。
- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事(平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。)の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。

- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)を当該工事に専任で配置できること。
ア 電気において、上記記載の資格又は同様以上の資格を有する者である。
イ 平成23年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である(原則、着工から完成まで従事している。)
なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。
- (8) 一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時点までの期間に、九州防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」(防整施(事)第150 号。28. 3. 31)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 西部方面会計隊本部業務科が発注した「2(4)と同種の工事」のうち2021年度以降2023年度までに完成・引き渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65 点以上であること。
- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者(受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (12) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県内に2(4)の工事区分に対応する工事業許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (14) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

①入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒862-0901 熊本県熊本市東区東町1-1-1 陸上自衛隊健軍駐屯地 西部方面隊会計隊本部業務科 契約班 担当 和田 TEL 096-368-5111(内線3573) FAX 096-368-3579(直通)

②仕様書に関する問い合わせ先
〒861-2204 熊本県上益城郡益城町大字小谷1812 陸上自衛隊高遊原分屯地 業務隊 管理科 担当 陣内 TEL 096-232-2101(内線352)

(2) 入札説明書の交付期間等

- ア 交付期間 令和8年9月17日(木) から 令和8年10月9日(金) まで
(行政機関の休日に関する法律第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く。) の毎日、午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

イ 交付場所

3(1)①の担当部局において交付を行う。

(3) 現場説明会

統一して実施しない。ただし、希望する者は個別に第3項(1)②に示す者と日時を調整し、細部内容を確認する。

(4) 申請書及び資料の提出期限等

- ア 提出期限: 令和8年10月9日(金)午後3時00分まで
イ 提出方法 :3(1)①の担当部局に持参、郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)又は電子メールにより提出する。

(5) 入札書の受領期限等

- ア 受領期限: 令和8年10月19日(月)
イ 提出方法:3 (1)①の担当部局に持参又は郵送等する。
ウ 郵送による場合は、郵送した旨の連絡をすること及び現着(担当者)の手元に届いた旨を業者の責任において確認すること

(6) 開札の日時及び場所

- ア 日時 令和8年10月20日(火)午前9時00分
イ 場所 :健軍駐屯地会計隊会議室

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金:免除

(3) 契約保証金 :免除

ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証(引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。))である場合において当該契約不適合を保証する特約(2年間)を付したものに限る。)を付するものとする。

この場合の保証金額は、請負代金の10分の3以上とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 入札金額、入札者指名及び押印が判明しがたい入札

エ 暴力団排除に関する制約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

オ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

ただし、本入札案件は、低入札価格調査対象となるもので、基準に該当する場合は、調査に協力するものとする。

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の 監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準(以下「調査基準価格」という。)を下回っている場合は、予決令第86条の調査(以下「低入札価格調査」という。)を行うので、協力しなければならない。

(8) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(10) 契約書作成の要否 :要

(11) 関連情報を入手するための照会窓口: 上記3(1)①に同じ。

(12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(13) 詳細は、入札説明書による。

(14) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前金払の割合を請負代金額の10分の2以内とする。

(15) 資料のヒアリングを行う。

(16) 郵便による入札とする。入札に参加する場合は、封筒に「件名、日時、入札書在中」と記載し、入札期日前日までに到着したものを有効とする。開札後、落札者に連絡を実施する。(原則、当日中)

(17) 現場確認を実施しないで入札した場合のそれ以降に係る疑義に関しては受付ず、全て乙の責任に帰するものとする。

入 札 書

件 名（業務の名称） 高遊原 5 9 . 6 0 . 6 1 号他建物電気設備改修工事

入札金額：¥

上記の金額をもって入札心得書の条項を承諾の上、入札します。
当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。

令和 8 年 1 0 月 2 0 日

分任契約担当官陸上自衛隊健軍駐屯地
西部方面会計隊本部
業務科長 秋吉 裕之 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
代理人氏名

印
印

注：金額、月日等の数字は算用数字で明確に記載すること。

委 任 状

受任者

営業所名

役 職

氏 名

使 用 印

印

私は上記の者を代理人と定め、下記件名の入札・見積及び契約に関する権限を委任します。

記

件 名（業務の名称）：高遊原 5 9 . 6 0 . 6 1 号他建物電気設備改修工事

委任者

住 所

商号又は名称

役 職

代 表 者 氏 名

印

分任契約担当官陸上自衛隊健軍駐屯地

西部方面会計隊本部

業務科長 秋吉 裕之 殿

高遊原59. 60. 61号他建物電気設備改修工事

合 議 （管理科）					
管理科長	営繕班長	工事企画	管 財	施設管理	電気係長
件 名	高遊原59. 60. 61号他建物電気設備改修工事				
図面名称	表 紙				
図面番号	1/17		作成年月日	R 8 . 8 . 2 6	
業務隊長	派遣隊長	施設班長	工事企画	管財主任	係
陸上自衛隊 健軍駐屯地業務隊 高遊原派遣隊 施設班					

電 気 設 備 特 記 仕 様 書

1 件 名：高遊原59・60・61・62号建物電気設備改修工事

2 場 所：熊本県益城郡益城町大字小谷 1 8 1 2 陸上自衛隊高遊原分屯地内

3 概 要

- (1) 新設工事・・・L E D 器具等 59号(8台)/60号(362台)/61号(131台)/62号(7台)/その他
- (2) 撤去工事・・・照明器具等 59号(8台)/60号(362台)/61号(131台)/62号(7台)/その他
- (3) 産廃処分・・・1 式 (蛍光灯管) 最終処分後 E 表(コピー 1 部)提出

4 一般事項

(1) 適用基準

本工事は、電気工事特記仕様書、図面によるほか、下記の基準及び記載なき事項については関係種規定により施工する。

- 国土交通省大臣官房庁営繕部制定 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (令和 4 年版)
- 国土交通省大臣官房庁営繕部制定 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) (令和 4 年版)
- 国土交通省大臣官房庁営繕部制定 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) (令和 4 年版)
- 日本工業規格
- 電気事業法
- 電気工事士法
- 電気設備技術基準及び解釈
- 内線規定
- 消防法
- 建築基準法
- 労働安全衛生法
- 環境配慮ガイドライン
- その他関係法令、規格

(2) 共通事項

ア 本工事の施工にあたっては、本図面及び共通仕様書に記載なき事項であっても、技術上当然施工すべき事項については、請負者の負担において施工するものとする。

イ 工事写真撮影要領は、「工事写真撮影ガイドブック(国土交通大臣官房営繕部監修)」を参考とすること。

なお工事写真の大きさは次のとおりとする。

施工前：焼付け大きさ サービス版相当各 1 枚(カラー)

施工中：焼付け大きさ サービス版相当各 1 枚(カラー)

完成時：焼付け大きさ サービス版相当各 1 枚(カラー)

ウ 施工時に使用する電気機器等で電力が必用な場合、原則として請負者が設置した発電機により供給すること。又発電機を設置した場合は写真を撮り監督官へ提出すること。

エ 分電盤等は監督官の許可を得て開閉又は操作すること。

オ 写真等の電子データは工事写真完成後確実に消去を行うこと。

カ 分屯地内の施設・工作物等に損傷を与えた場合は請負者の負担により復旧すること。

キ 工事施工については、周辺の勤務者・事務室等に迷惑をかけないよう注意し、事故発生防止に努めること。

ク 工事の施工にあたり、常に細心の注意を払い、労働安全衛生法及び関係法令を遵守し、第 3 者並びに作業従事者の安全確保に努めること。

ケ 工事施工中は所要の人員を配置し、現場の管理、整理整頓に努めること。

コ 工事を実施する場合は、必ず保安上必要な処置、緊急措置及び緊急連絡方法について監督官と協議し、これを遵守すること。

サ 脚立等の足場は堅固な物を採用し、落下や転落の防止に努めること。

シ 工事現場の秩序を保つとともに、火災、盗難等の事故防止に必要な措置をとること。

ス 施工実施日は請負者または現場代理人は現場に常駐すること。

セ 現場代理人は現場の運営及び取締りを行うほか、契約約款に基づく一切の権限をしこすることが出来ること。

ソ 本工事で使用する資材は各製造メーカーの奨励する工法にて取付を行うこと。

タ 使用機器材以外に、技術上必要となる資材は必ず見込むこと。取付も本工事に含む。

チ 工事実施日は必ず監督官に連絡し現場に入場すること。勝手に入場しないこと。

5 施行細目

電灯設備

ア 新設する照明器具は全てLED型で、取付は既存の吊りボルトを使用し、新設照明器具取付の際に選定する照明器具によっては、ボルトの長さ調整・ボルトの位置変更が発生する場合があります、その場合は請負者の負担で対応すること。

イ LEDモジュールの寿命は、40,000時間以上とする。

ウ LED光源色は相関色温度4,600～5,500K昼白色とする。ただし監督官より光源色の指定があった場合は監督官の指示に従うこと。

エ LED照明器具の平均演色評価数(Ra)は、ベースライト形器具は80以上とし、ダウンライトは70以上とする。

オ 照明制御機器(センサー)の各種設定は請負者で実施すること。

カ 撤去した照明器具は重量を計測し、監督官の指定する場所へ搬送すること。

6 使用資材

工事資材

ア 本工事に使用する資材は全て新品とし、請負者の負担とする。

イ 材料・機材等は所要の品質、性能を確保し、試験データが整備されていること。

ウ 生産施設及び品質の管理が適切に行われること。

エ 安定的な供給が可能であること。

オ 法令等で定める許可、認可、認定等又は免許等を取得していること。

カ 販売、保守等の営業体制が整えられていること。

キ 本工事に使用する資材で下記に記載されてる物は同等品を選択するか、規格相当品とする。

●印は製作承認図を提出すること。

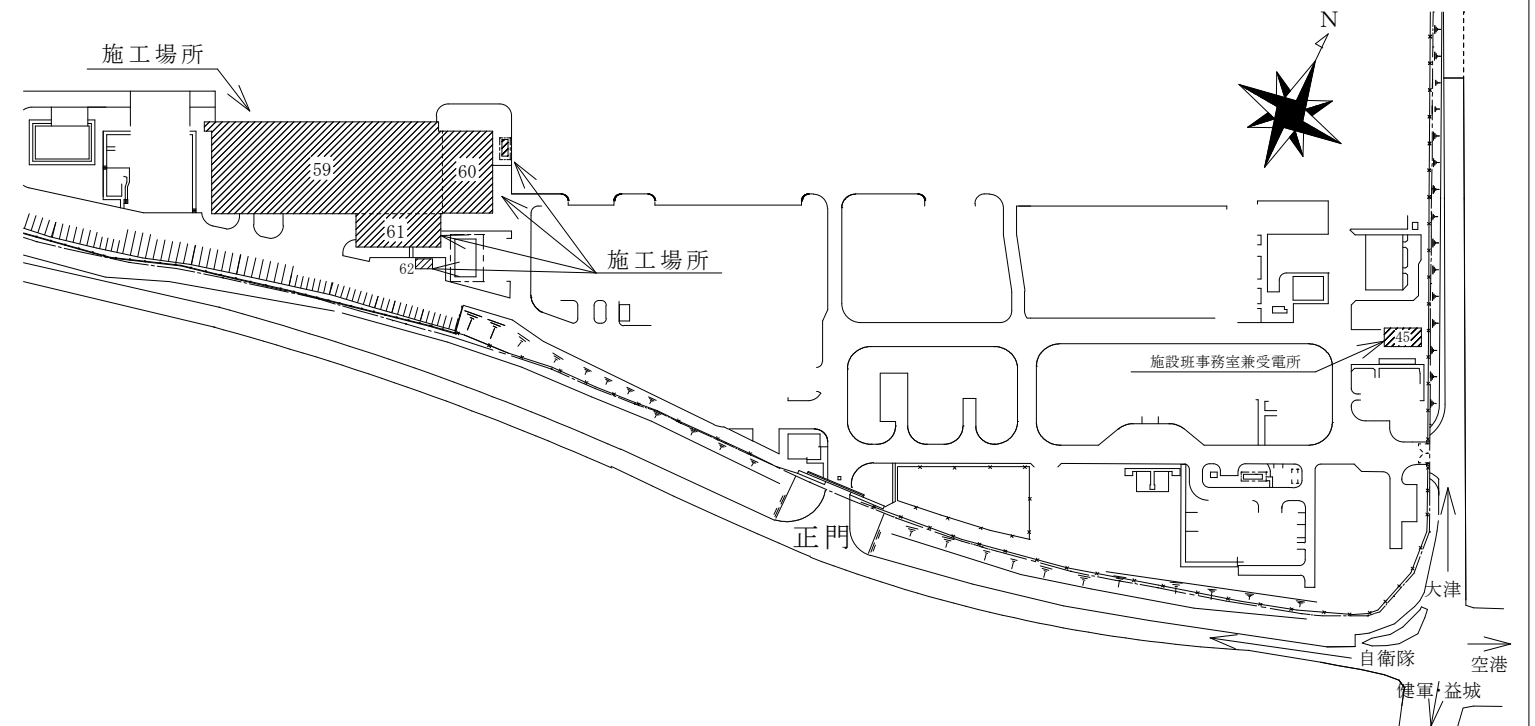
製作図	資 材 品 名	製 造 者 ・ 型 番 等 一 覧
●	LED照明器具	・外部機関の認定等による。
●	照明制御機器	・外部機関の認定等による。
●	誘導灯器具類	・外部機関の認定等による。

本工事現場説明及び工程管理実施必須事項			
1	請負者本人以外が現場管理を行う場合は、現場代理人を設定すること。主任技術者は非常駐でも可であるが工事の品質を確保する義務は果たすこと。		
2	現場代理人は工事完了まで変更は認めない。ただし病気、死亡等の理由の時は協議する。		
3	工事可能時間は08:15～17:00までとする。ただし17:00まで工事が出来るわけではなく、17:00には分屯地外へ退場する時間を示す。(停電工事は除く)		
4	電気工事士法を遵守すること。また電気工事士法施行規則「電気工事士の資格がなければ従事してはならない作業」については第1種電気工事士免状取得者で施工すること。		
5	技術者は工事中、常時本工事仕様書・図面及び製作承認図を携行するとともに、(1) 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)・(2)公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)・(3)公共建築設備こうじ標準図(電気設備工事編)も携行すること。		
6	請負者本人もしくは現場代理人が工事実施中常に立会い、安全管理を徹底すること。また請負者本人又は現場代理人が現場を離れる場合は、必ず監督官に申し出て許可を得ること。基本的に長時間現場を離れる場合は安全管理上問題があるのでその間は工事を中止させる事とする。		
7	現場調査を行う場合は事前に図面に目を通し、工事内容を把握してから現場調査を行うこと。		
8	この施工に関して当然熟知していなければならない事項についての監督官への質問には回答しない。請負者の負担により製造メーカーのサービスエンジニア(有料)に依頼すること。		
9	工事で養生が必要になった場合は請負者の負担によりシート等で確実に実施すること。		
10	工事現場に入場する時は必ず監督官の許可を得ること。許可を得た日と違う日に入場する場合はその都度許可を得ること。		
11	建築法第 2 条第1項の建設工事を参加要件として発注した工事は施工体制台帳等の提出及び点検を行う。		
12	電気保安技術者に必要資格と経験を有する者を選任し、停復電作業においては検電・検相確認・電圧等・絶縁抵抗等の各種測定値の確認を行わせること。		
13	請負者は工事に従事する作業員の適切な労働条件及び労働環境を確保し、適時作業員に教育を行い安全確保・工程管理に万全を期すること。初めて現場で工事に従事する者には、作業現場及び分屯地内の規則等に関する説明や教育を実施すること。		
14	当工事は「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」の対象外とし、現場代理人は専任常駐とする。他発注工事との兼任は許可しない。		
15	現場代理人及び主任技術者は作業員として本工事の施工に直接従事することは禁止する。		
16	廃材は、工事が終わるまで分屯地に仮置きし、その後健軍駐屯地の廃材置き場へ運ぶこと。		

件 名	高遊原59.60.61号他建物電気設備改修工事		
図面名称	仕様書		
図面番号	2/17	作成年月日	R 8 . 8 . 2 6
陸上自衛隊 健軍駐屯地業務隊 高遊原派遣隊 施設班			

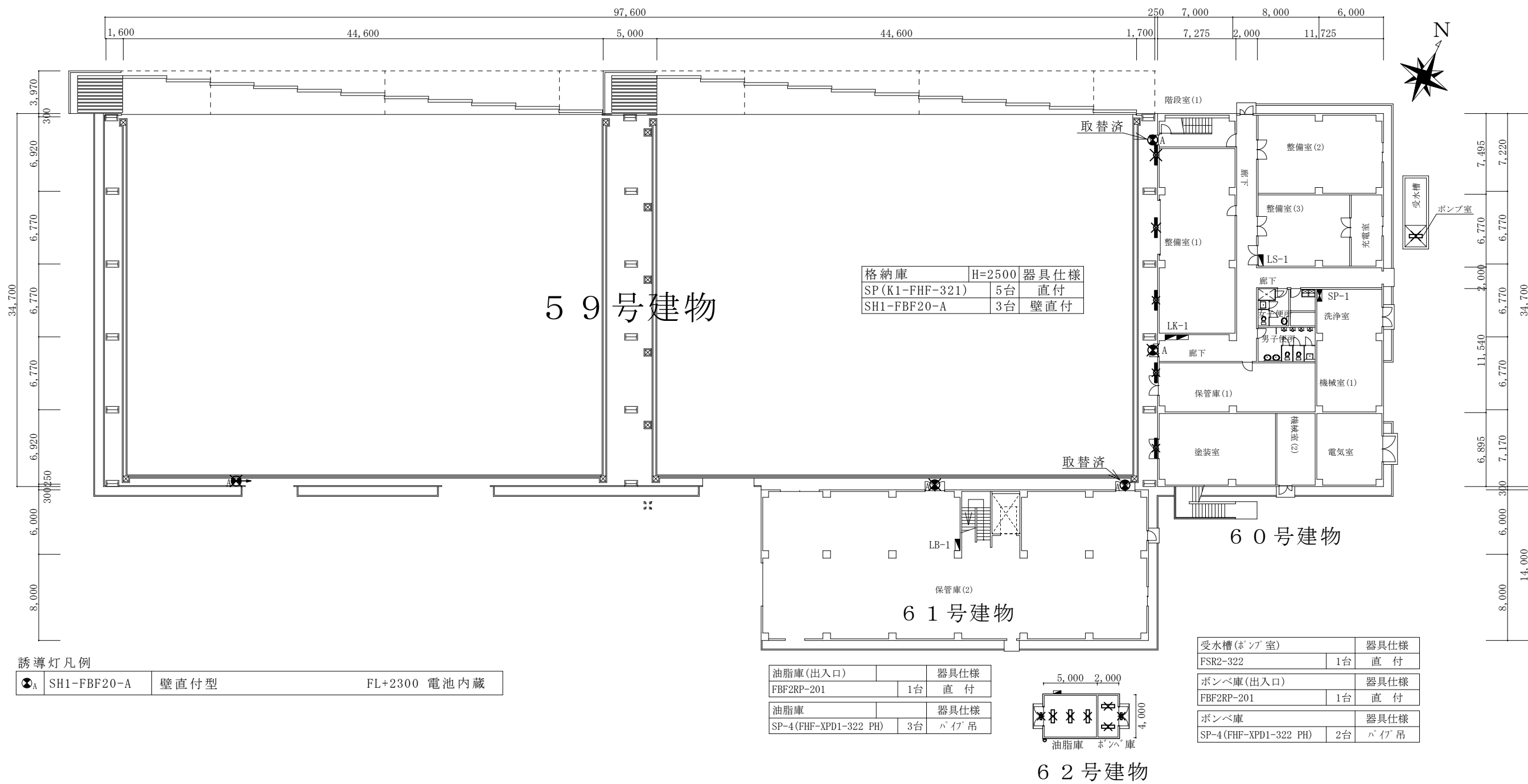


案内図 S=1:X



配置図 S=1:X

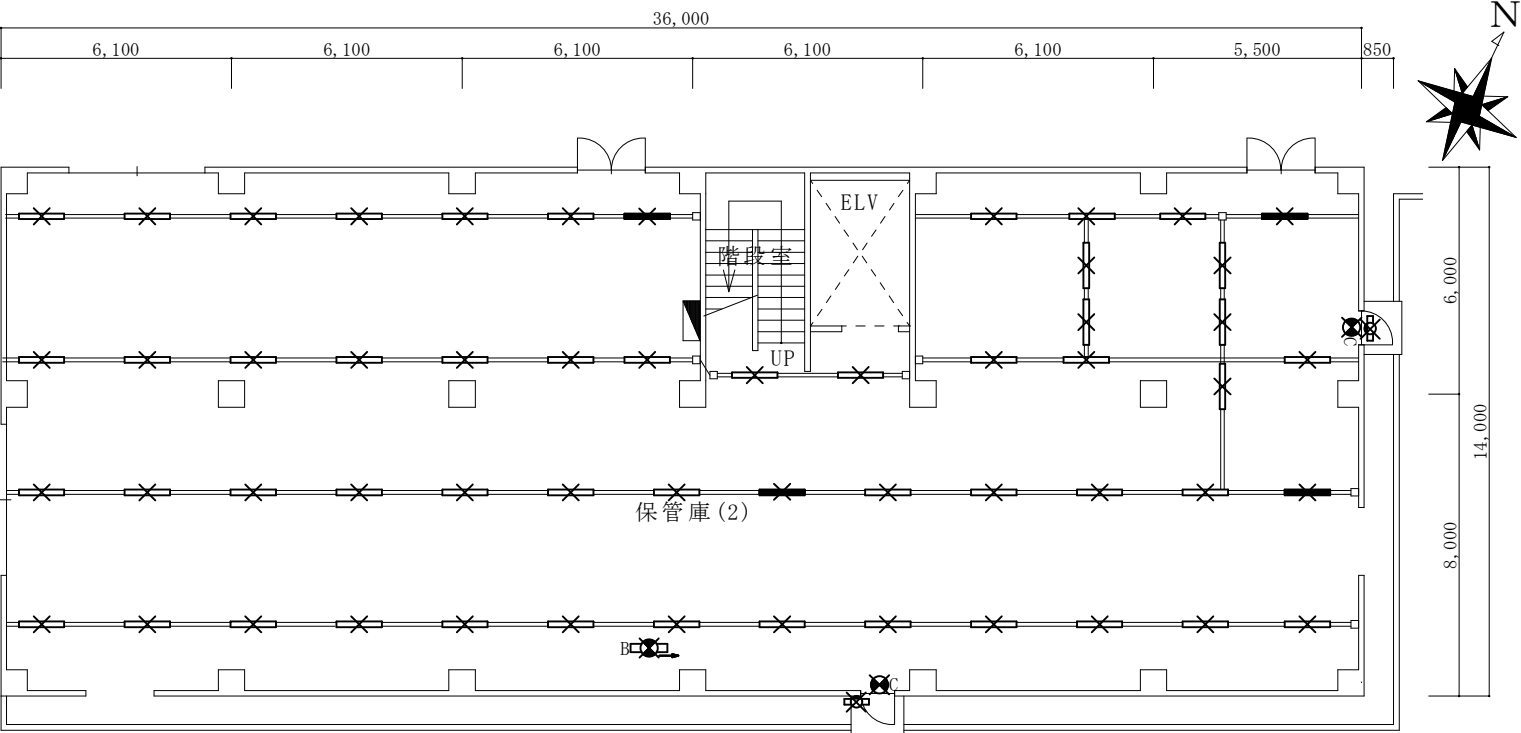
件名	高遊原59.60.61号他建物電気設備改修工事		
図面名称	案内図・配置図		
図面番号	3/17	作成年月日	R 8 . 8 . 2 6
陸上自衛隊 健軍駐屯地業務隊 高遊原派遣隊 施設班			



59.60.61.62号建物 1 階平面図(撤去) S=1/400

件 名	高遊原59.60.61号他建物電気設備改修工事		
図面名称	59.60.61.62号建物 1 階平面図(撤去)		
図面番号	4/17	作成年月日	R 8 . 8 . 2 6
陸上自衛隊 健軍駐屯地業務隊 高遊原派遣隊 施設班			

誘導灯凡例			
	SH1-FBF20-C	壁直付型	電池内蔵
	ST1-FSF22-BL	レースウェイ吊	FL+4000 電池内蔵



保管庫 2		器具仕様	
FSR2-321 PH	50台	直	付
K1-FSR2-321 PH	4台	直	付
ST1-FSF22-BL	1台	直	付

レースウェイ LW=4000

外壁 (出入口)		器具仕様	
FBF2RP-201	2台	直	付
SH1-FBF20-C	2台	壁	付

61号建物バックショップ 1階平面図(撤去) S=1/200

件名	高遊原59.60.61号他建物電気設備改修工事		
図面名称	61号建物バックショップ 1階平面図(撤去)		
図面番号	5/17	作成年月日	R 8 . 8 . 2 6
陸上自衛隊 健軍駐屯地業務隊 高遊原派遣隊 施設班			

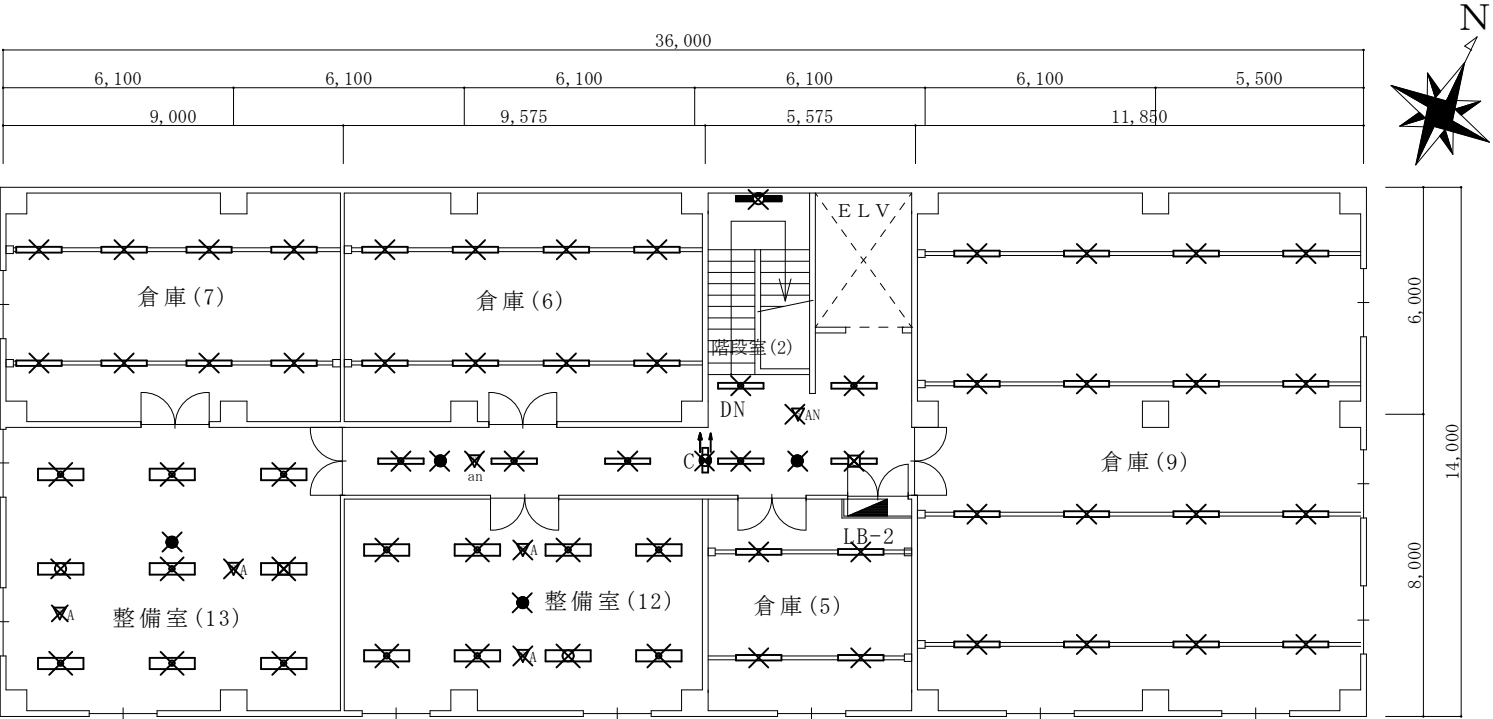
誘導灯凡例

	ST1-FSF23-C	天井直付	電池内蔵
---	-------------	------	------

調光制御システム凡例

	センサ (DS1-A)	φ 100	明るさセンサ内蔵形・連続調光タイプ
	センサ (DS1-AN)	φ 100	明るさセンサ+人感センサ内蔵形・連続調光タイプ
	センサ	φ 70	人感センサ子器

倉庫 (7)	器具仕様	倉庫 (6)	器具仕様	階段室 (2)	器具仕様
FSR2-321 PH	8台 直 付	FSR2-321 PH	8台 直 付	K1-FBF15-321PN	1台 直 付
レースウェイ LW=3000		レースウェイ LW=3000			



廊 下	CH=2400	埋込寸法
FSR27-321 PX	7台	150×1235
K1-IRS4-JE13	2台	φ 100
調光センサ (DS1-AN)	1台	φ 100
調光センサ子機 (an)	1台	φ 70
ST1-FSF23-C (両面)	1台	直 付

整備室 (13)	CH=2600	埋込寸法	整備室 (12)	CH=2600	埋込寸法	倉庫 (5)	器具仕様	倉庫 (9)	器具仕様
FSR26-322 PX	9台	220×1235	FSR26-322 PX	8台	220×1235	FSR2-321 PH	4台 直 付	FSR2-321 PH	16台 直 付
K1-IRS4-JE30	1台	φ 100	K1-IRS4-JE30	1台	φ 100	レースウェイ LW=3000		レースウェイ LW=3000	
調光センサ (DS1-A)	2台	φ 100	調光センサ (DS1-A)	2台	φ 100				

61号建物バックショップ 2階平面図(撤去) S=1/200

件 名	高遊原59.60.61号他建物電気設備改修工事		
図面名称	61号建物バックショップ 2階平面図(撤去)		
図面番号	6/17	作成年月日	R 8 . 8 . 2 6
陸上自衛隊 健軍駐屯地業務隊 高遊原派遣隊 施設班			

誘導灯凡例

	SH1-FBF20-C	壁直付型	電池内蔵
	ST1-FSF23-C	天井直付	電池内蔵
	ST1-FBC22-C	壁埋込型	FL+500 電池内蔵

調光制御システム凡例

	センサ (DS1-A)	φ 100	明るさセンサ内蔵形・連続調光タイプ
	センサ (DS1-AN)	φ 100	明るさセンサ+人感センサ内蔵形・連続調光タイプ
	センサ (DS1-N)	φ 100	人感センサ内蔵形・点滅タイプ
	センサ	φ 70	人感センサ子器
	センサ	φ 70	人感センサ子器・換気扇接続端子付

階段下倉庫	器具仕様
FBS5-321 PN	1台 直付

階段室	器具仕様
K1-FSS9-322 PN	1台 直付
SP-13 (K1-FHF-321PN)	1台 直付

整備室(1)	器具仕様
FSR2-321PH	18台 直付
レースウェイ LW=4000	

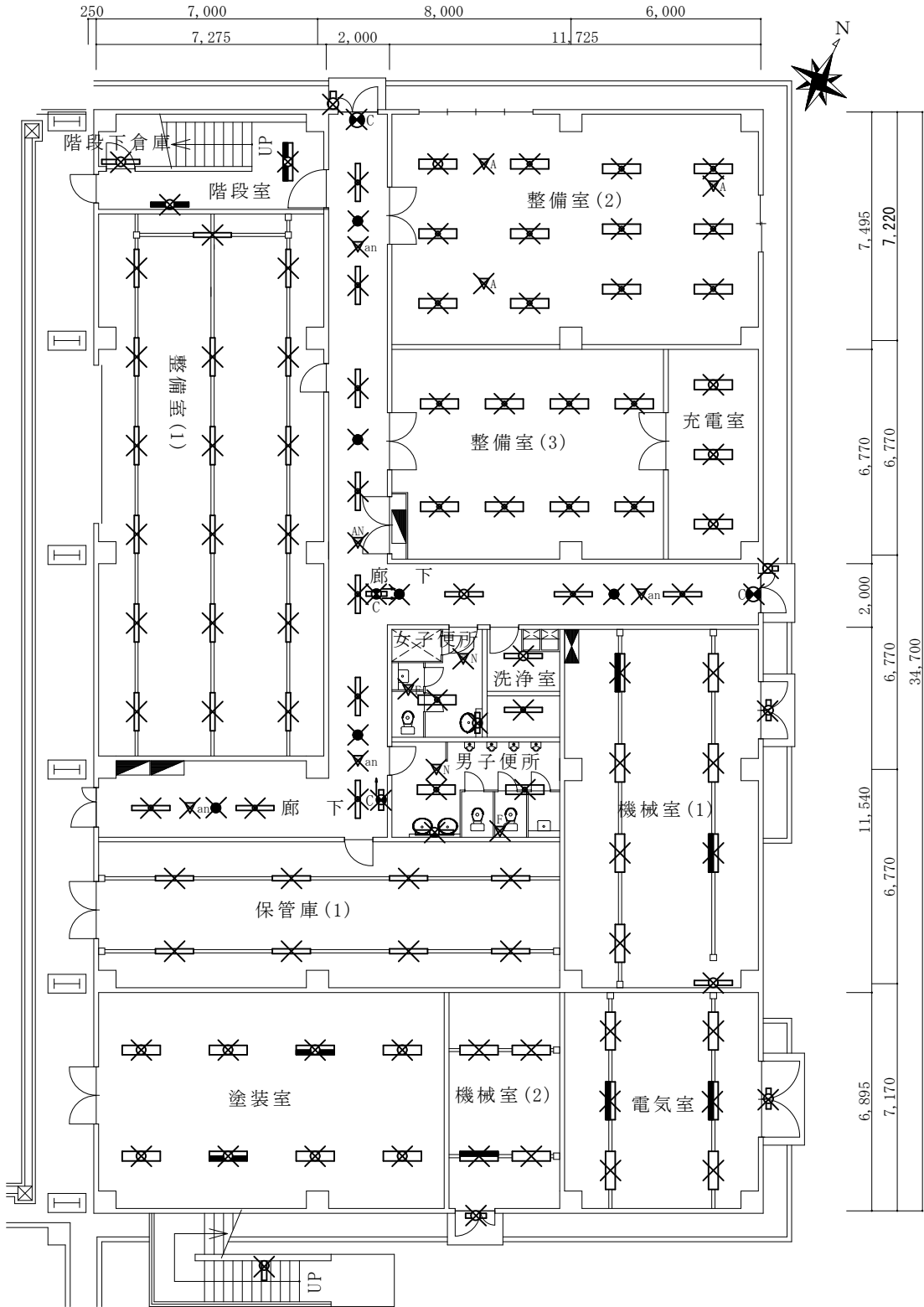
保管庫(1)	器具仕様
FSR2-321 PH	8台 直付
レースウェイ LW=2600	

塗装室	CH=2600	器具仕様	
SP-4 (FHF-XPД1-322PH)	6台	直	付
SP-4' (K1-FHF-XPД1-322PH)	2台	直	付

機械室(2)	器具仕様
FSR2-322 PH	3台 直付
K1-FSR2-322 PH	1台 直付
レースウェイ LW=3000	

屋外階段	器具仕様
SP-7 (FML18W-1)	1台 直付

外壁(出入口)	器具仕様
FBF2RP-201	5台 直付



整備室(2)	CH=2600	埋込寸法
FRS26-322 PX	12台	220×1235
調光センサ (DS1-A)	3台	φ 100

整備室(3)	CH=2600	埋込寸法
FRS26-322 PK	8台	220×1235

充電室		器具仕様
SP-3 (FHF-VP2-322PH)	3台	ハ°イ7°吊

廊下	CH=2400	埋込寸法
FRS27-321 PX	12台	150×1235
K1-IRS4-JE13	6台	φ 100
調光センサ (DS1-AN)	1台	φ 100
調光センサ子機 (am)	4台	φ 70
SH1-FBF20-C	2台	壁付
ST1-FSF23-C	1台	直付
ST1-FBF22-C	1台	198×155

洗浄室	CH=2400	埋込寸法
FRS27-321 PN	2台	150×1235

女子便所	CH=2400	埋込寸法
FRS26-322 PN	1台	220×1235
FBF2-201	1台	直付
調光センサ (DS1-N)	1台	φ 100
調光センサ子機 (F)	1台	φ 70

男子便所	CH=2400	埋込寸法
FRS26-322 PN	2台	220×1235
FBF7-321 PN	1台	直付
調光センサ (DS1-N)	1台	φ 100
調光センサ子機 (F)	1台	φ 70

機械室(1)	器具仕様
FSR2-322 PH	5台 直付
K1-FSR2-322 PH	2台 直付
FBF5-321 PH	1台 直付
レースウェイ LW=2500	

電気室	器具仕様
FSR2-322 PH	4台 直付
K1-FSR2-322 PH	2台 直付
レースウェイ LW=2500	

60号建物サイト`ショップ` 1 階平面図(撤去) S=1/200

件名	高遊原59.60.61号他建物電気設備改修工事		
図面名称	60号建物サイト`ショップ` 1 階平面図(撤去)		
図面番号	7/17	作成年月日	R 8 . 8 . 2 6
陸上自衛隊 健軍駐屯地業務隊 高遊原派遣隊 施設班			

誘導灯凡例

	SH1-FSF20-BL	左避難方向表示板 天井直付	電池内蔵
	SH1-FBF20-C	壁直付型	電池内蔵

調光制御システム凡例

	センサ (DS1-A)	φ 100	明るさセンサ内蔵形・連続調光タイプ
	センサ (DS1-AN)	φ 100	明るさセンサ+人感センサ内蔵形・連続調光タイプ
	センサ (DS1-N)	φ 100	人感センサ内蔵形・点滅タイプ
	センサ	φ 70	人感センサ子器
	センサ	φ 70	人感センサ子器・換気扇接続端子付

廊 下	CH=2400	埋込寸法
FRS27-321 PX	12台	150×1235
K1-IRS4-JE13	5台	φ 100
調光センサ(DS1-AN)	1台	φ 100
調光センサ子機(an)	4台	φ 70
SH1-FSF20-BL	1台	直 付
SH1-FBF20-C	1台	壁 付

階段室	器具仕様	
K1-FSS9-322 PN	1台	直 付
K1-FBF15-321 PN	1台	直 付

控室(1)	CH=2600	埋込寸法
FRS26-322 PK	8台	220×1235
K1-IRS4-JE30	1台	φ 100

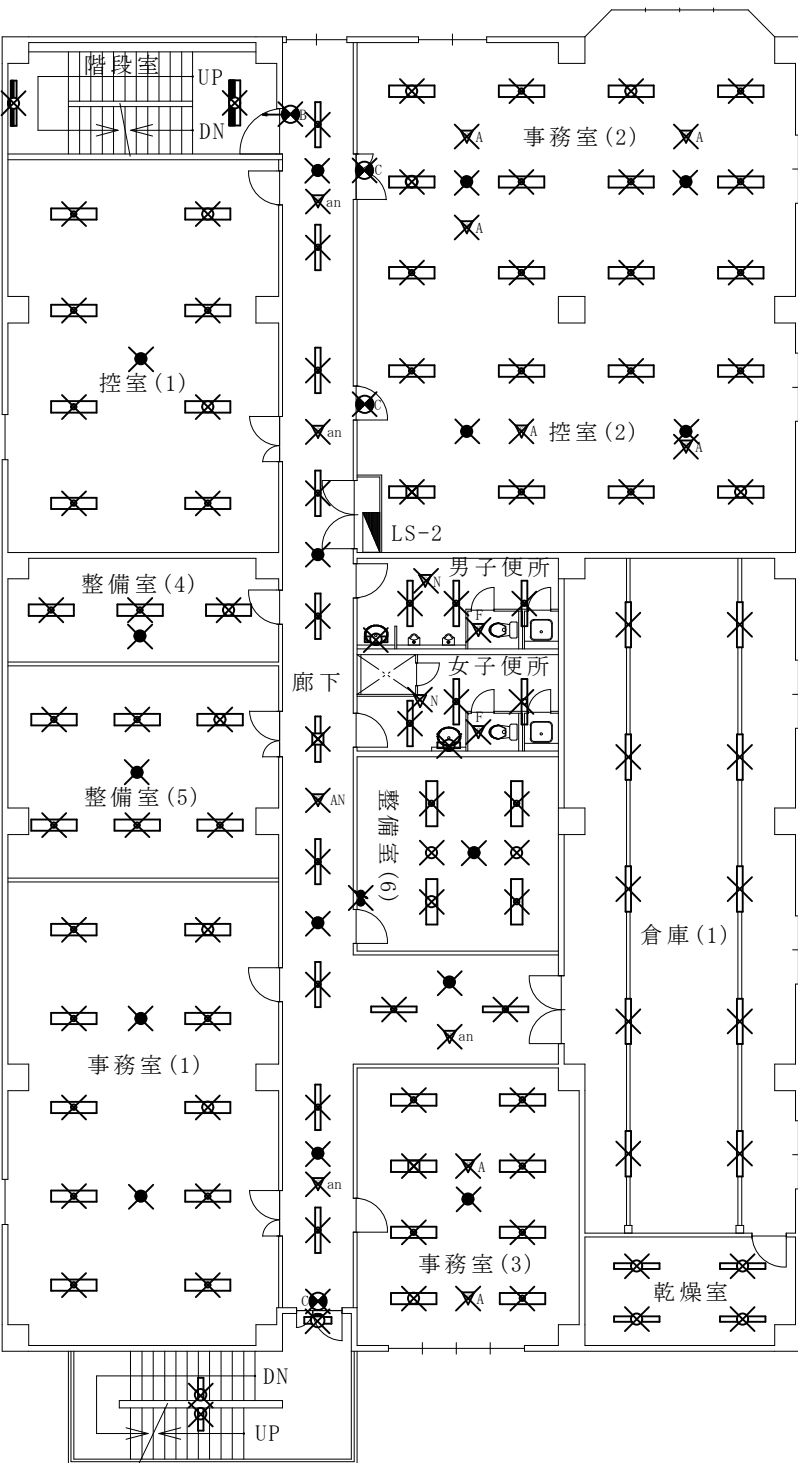
整備室(4)	CH=2600	埋込寸法
FRS26-322 PK	3台	220×1235
K1-IRS4-JE13	1台	φ 100

整備室(5)	CH=2600	埋込寸法
FRS26-322 PK	6台	220×1235
K1-IRS4-JE13	1台	φ 100

事務室(1)	CH=2600	埋込寸法
FRS26-322 PK	10台	220×1235
K1-IRS4-JE13	2台	φ 100

屋外階段	器具仕様	
SP-7 (FML18W-1)	2台	直 付

7,000	8,000	6,000
7,275	2,000	11,725



13,715	7,220
6,770	34,700
17,985	6,770
7,170	3,000

事務室(2)	CH=2600	埋込寸法
FRS26-322 PX	12台	220×1235
K1-IRS4-JE13	2台	φ 100
SH1-FBF20-C	1台	壁 付
調光センサ(DS1-A)	3台	φ 100

控室(2)	CH=2600	埋込寸法
FRS26-322 PX	8台	220×1235
K1-IRS4-JE13	2台	φ 100
SH1-FBF20-C	1台	壁 付
調光センサ(DS1-A)	2台	φ 100

男子便所	CH=2400	埋込寸法
FRS27-321 PN	3台	150×1235
FBF2-201	1台	直 付
調光センサ(DS1-N)	1台	φ 100
調光センサ子機(F)	1台	φ 70

女子便所	CH=2400	埋込寸法
FRS27-321 PN	3台	150×1235
FBF2-201	1台	直 付
調光センサ(DS1-N)	1台	φ 100
調光センサ子機(F)	1台	φ 70

整備室(6)	CH=2600	埋込寸法
FRS26-322 PK	4台	220×1235
K1-IRS4-JE13	1台	φ 100
IRS8S-K60	2台	φ 125
調光スイッチ取替	1台	

倉庫(1)	器具仕様	
FSR2-321PH	10台	直 付
レースウェイ LW=3000		

乾燥室	器具仕様	
SP-5 (FL32W-1 PH)	4台	直 付

事務室(3)	CH=2600	埋込寸法
FRS15L5-322 PX	8台	220×1235
K1-IRS4-JE13	1台	φ 100
調光センサ(DS1-A)	2台	φ 100

外壁(出入口)	器具仕様	
FBF2RP-201	1台	直 付

60号建物サイト`ショップ` 2階平面図(撤去) S=1/200

件 名	高遊原59.60.61号他建物電気設備改修工事		
図面名称	60号建物サイト`ショップ` 2階平面図(撤去)		
図面番号	8/17	作成年月日	R 8 . 8 . 2 6
陸上自衛隊 健軍駐屯地業務隊 高遊原派遣隊 施設班			

誘導灯凡例

	SH1-FSF20-BL	左避難方向表示板 天井直付	電池内蔵
	SH1-FBF20-C	壁直付型	電池内蔵

調光制御システム凡例

	センサ (DS1-A)	φ 100	明るさセンサ内蔵形・連続調光タイプ
	センサ (DS1-AN)	φ 100	明るさセンサ+人感センサ内蔵形・連続調光タイプ
	センサ (DS1-N)	φ 100	人感センサ内蔵形・点滅タイプ
	センサ	φ 70	人感センサ子器
	センサ	φ 70	人感センサ子器・換気扇接続端子付

廊 下	CH=2400	埋込寸法
FRS27-321 PX	7台	150×1235
K1-IRS4-JE13	3台	φ 100
調光センサ (DS1-AN)	1台	φ 100
調光センサ子機 (an)	2台	φ 70
SH1-FSF20-BL	1台	直 付
SH1-FBF20-C	1台	直 付

階段室(1)	CH=2400	埋込寸法
K1-FRS26-322 PN	1台	220×1235
K1-FBS15-321 PN	1台	直 付

倉庫(4)	CH=2600	埋込寸法
FRS26-322 PN	2台	220×1235
K1-IRS4-JE13	1台	φ 100

前 室	CH=2600	埋込寸法
FRS26-322 PN	1台	220×1235
SP-6(FDL18W-1) (常夜灯)	1台	φ 150

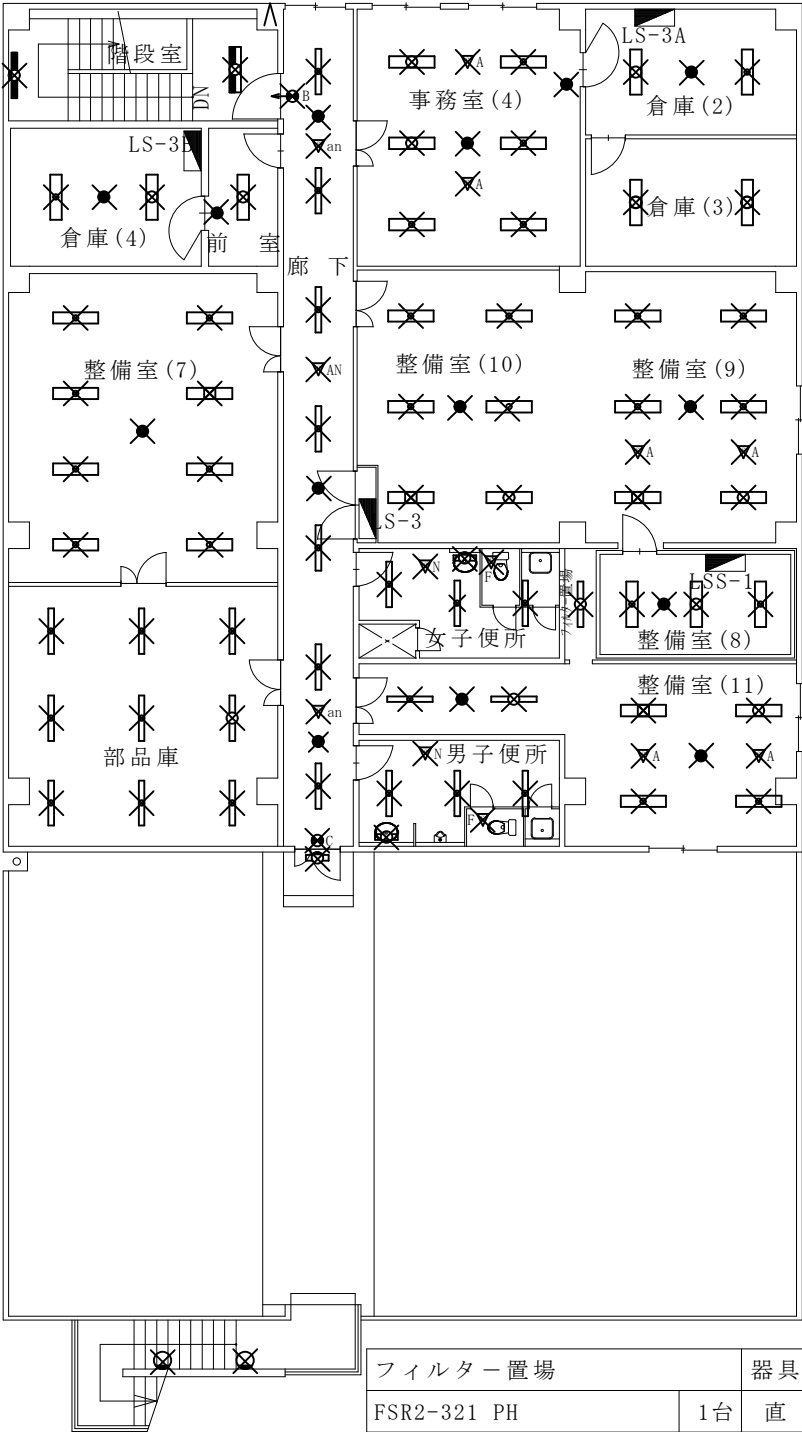
整備室(7)	CH=2600	埋込寸法
FRS26-322 PK	8台	220×1235
K1-IRS4-JE30	1台	φ 100

部品庫	CH=2600	埋込寸法
FRS27-321 PH	9台	150×1235

外壁(出入口)	器具仕様	
FBF2RP-201	1台	直 付

屋外階段	器具仕様	
SP-8(FPL9W-1)	2台	直 付

22,300	7,220	3,450
	6,770	7,320
	6,770	3,035
1,540		5,000



事務室(4)	CH=2600	埋込寸法
FRS26-322 PX	6台	220×1235
K1-IRS4-JE13	1台	φ 100
SP-6(FDL18BW-1) (常夜灯)	1台	φ 150
調光センサ(DS1-A)	2台	φ 100

倉庫(2)	CH=2600	埋込寸法
FRS26-322 PN	2台	220×1235
K1-IRS4-JE13	1台	φ 100

倉庫(3)	器具仕様	
FSR2-322 PH	2台	ハ゜イ゜吊

整備室(10)	CH=2600	埋込寸法
FRS26-322 PK	6台	220×1235
K1-IRS4-JE13	1台	φ 100

整備室(9)	CH=2600	埋込寸法
FRS26-322 PX	6台	220×1235
K1-IRS4-JE13	1台	φ 100
調光センサ(DS1-A)	2台	φ 100

整備室(8)	CH=2600	埋込寸法
FRS26-322 PK	3台	220×1235
K1-IRS4-JE13	1台	φ 100

女子便所	CH=2400	埋込寸法
FRS27-321 PN	3台	150×1235
FBF2-201	1台	直 付
調光センサ(DS1-N)	1台	φ 100
調光センサ子機(F)	1台	φ 70

男子便所	CH=2400	埋込寸法
FRS27-321 PN	3台	150×1235
FBF2-201	1台	直 付
調光センサ(DS1-N)	1台	φ 100
調光センサ子機(F)	1台	φ 70

整備室(11)	CH=2600	埋込寸法
FRS26-322 PX	4台	220×1235
FRS27-321 PN	2台	150×1235
K1-IRS4-JE13	2台	φ 100
調光センサ(DS1-A)	2台	φ 100

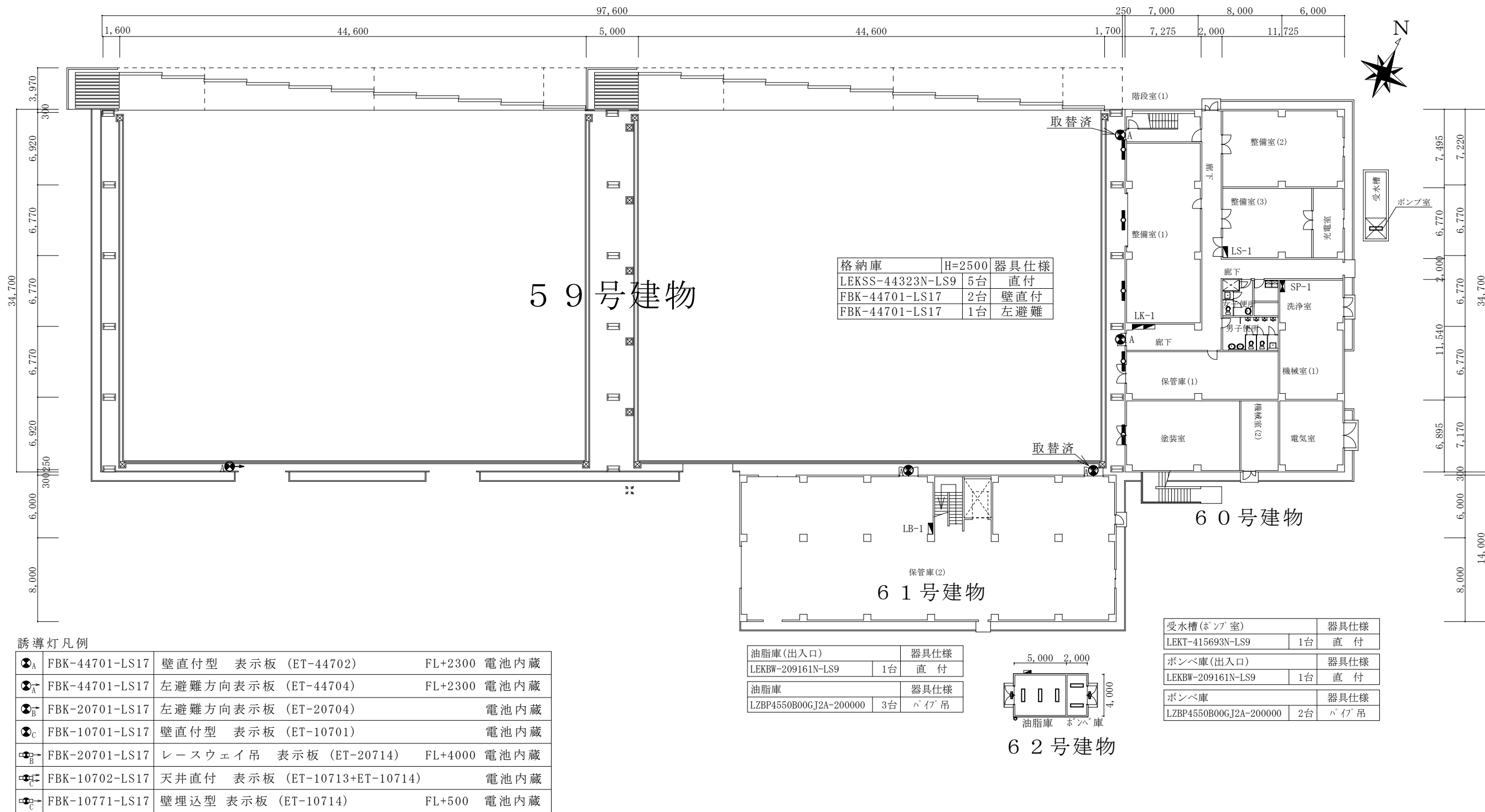
60号建物サイト`ショップ` 3 階平面図(撤去) S=1/200

件 名	高遊原59.60.61号他建物電気設備改修工事		
図面名称	60号建物サイト`ショップ` 3 階平面図(撤去)		
図面番号	9/17	作成年月日	R 8 . 8 . 2 6
陸上自衛隊 健軍駐屯地業務隊 高遊原派遣隊 施設班			

記号	名 称	器具仕様	埋込寸法	電圧
----	-----	------	------	----

[illegible]

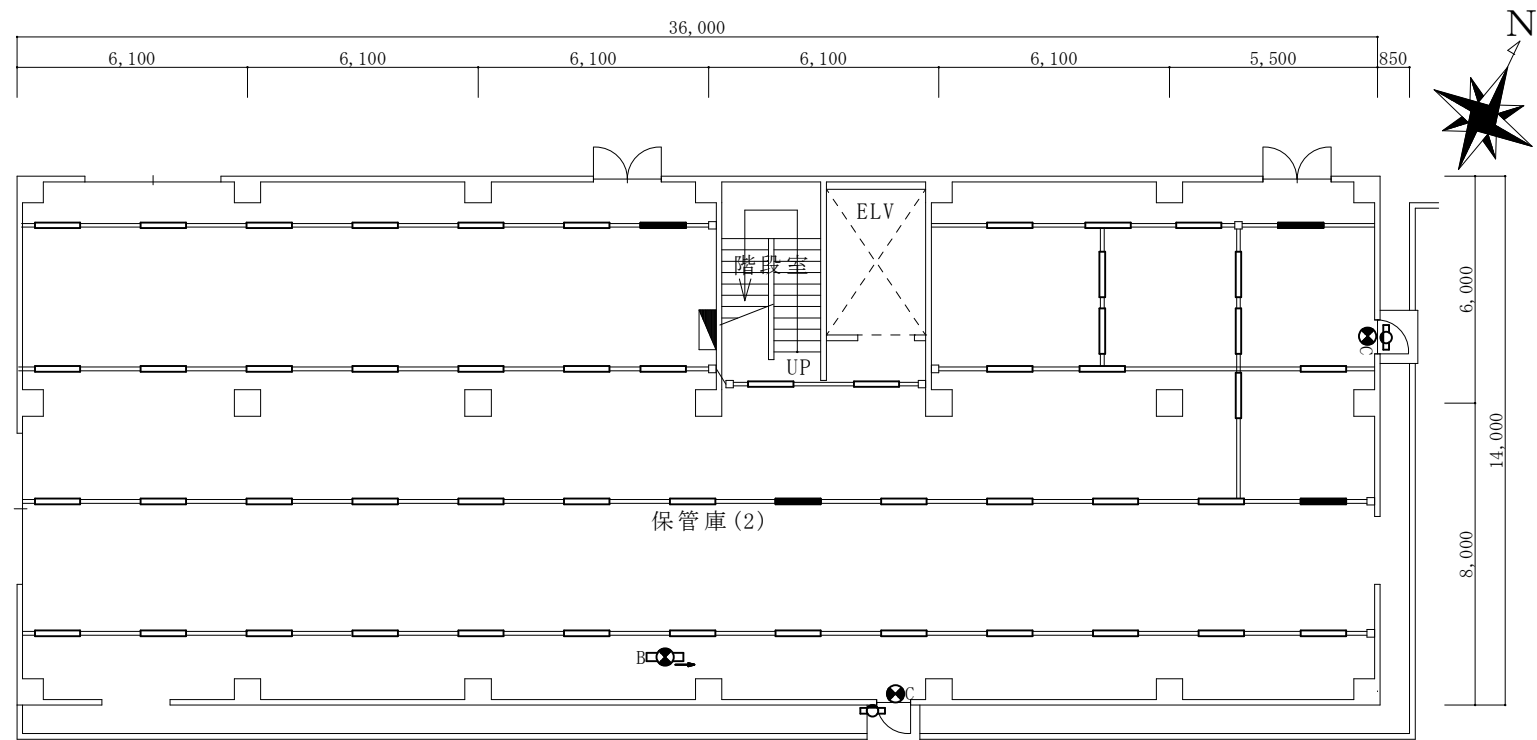
件 名	高遊原59.60.61号他建物電気設備改修工事		
図面名称	59.60.61.62号建物照明器具等凡例数量表(撤去)		
図面番号	10/17	作成年月日	R 8. 8. 2 6
陸上自衛隊 健軍駐屯地業務隊 高遊原派遣隊 施設班			



59. 60. 61. 62号建物 1 階平面図 (新設) S=1/400

件 名	高遊原59. 60. 61号他建物電気設備改修工事		
図面名称	59. 60. 61号建物 1 階平面図 (新設)		
図面番号	11/17	作成年月日	R 8 . 8 . 2 6
陸上自衛隊 健軍駐屯地業務隊 高遊原派遣隊 施設班			

誘導灯 凡例			
	FBK-10701-LS17	壁直付型 表示板 (ET-10701)	電池内蔵
	FBK20701-LS17	レースウェイ吊 表示板 (ET-20714)	FL+4000 電池内蔵



保管庫 2		器具仕様	
LEKT-415323N-LS9	50台	直	付
LEKTJ-415324N-LS9	4台	直	付
FBK-20701-LS17 (ET-20714)	1台	直	付
レースウェイ LW=4000			

外壁 (出入口)		器具仕様	
LEKBW-20916N-LS9	2台	直	付
FBK-10701-LS17 (ET-10701)	2台	壁	付

61号建物バックショップ° 1階平面図 (新設) S=1/200

件 名	高遊原59.60.61号他建物電気設備改修工事		
図面名称	61号建物バックショップ° 1階平面図 (新設)		
図面番号	12/17	作成年月日	R 8 . 8 . 2 6
陸上自衛隊 健軍駐屯地業務隊 高遊原派遣隊 施設班			

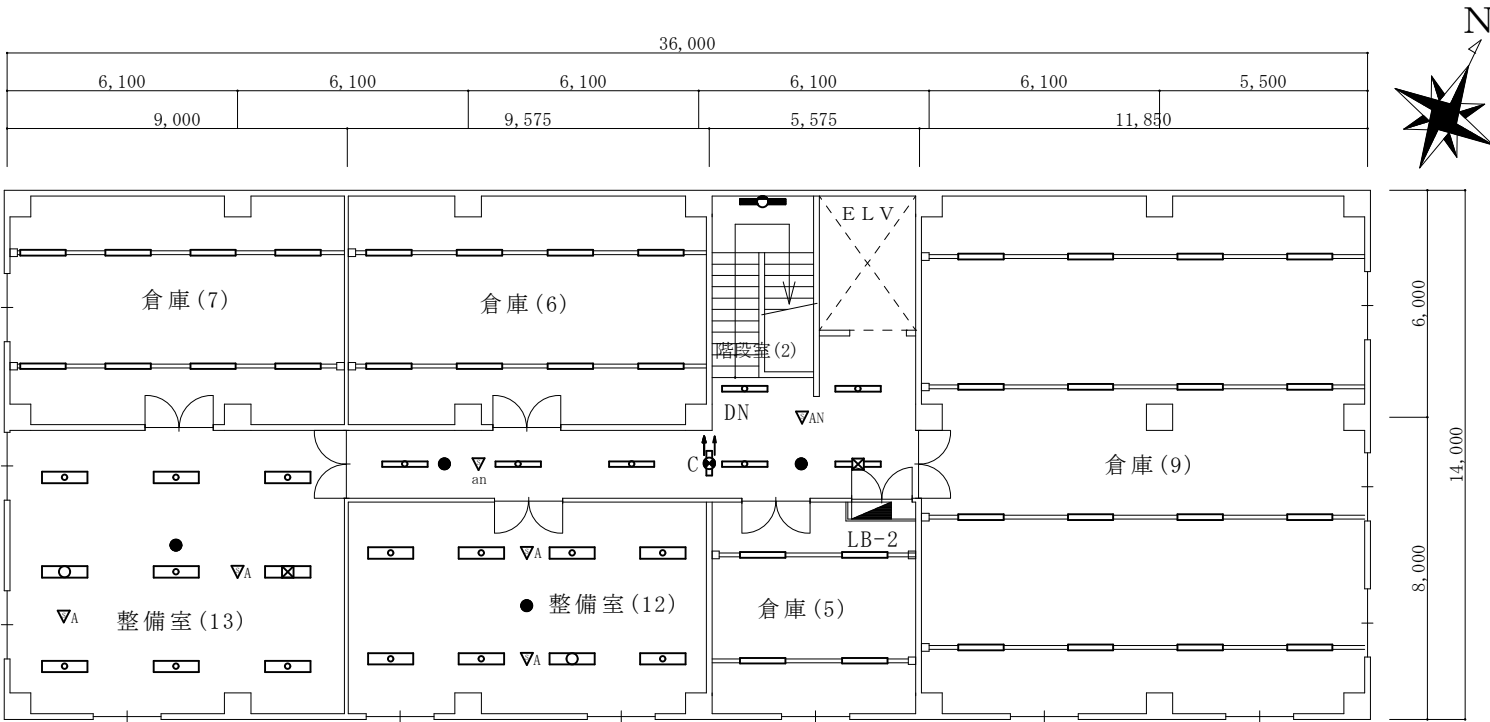
調光制御システム凡例

	DF-20211XD7	φ 75	明るさセンサ内蔵形・連続調光タイプ
	DF-20211ZD7	φ 75	明るさセンサ+人感センサ内蔵形・連続調光タイプ
	WDG89716	φ 70	人感センサ子器
	LZA-92996F		リニューアルプレート(センサー用) φ 100→φ 75

誘導灯凡例

	FBK10702-LS17	天井直付 表示板 (ET-10713+ET-10714)	電池内蔵
--	---------------	------------------------------	------

倉庫(7)		器具仕様	倉庫(6)		器具仕様	階段室(2)		器具仕様
LEKT-415323N-LS9	8台	直 付	LEKT-415323N-LS9	8台	直 付	LEKSS-44323N-LS9	1台	直 付
レースウェイ LW=3000			レースウェイ LW=3000					



廊 下	CH=2400	埋込寸法
LEKR-415323N-LD9	7台	150×1235
LEDEM13221M	2台	φ 100
DF-20211ZD7+LZA-92996F	1台	φ 100→φ 75
リニューアルプレート φ 100→φ 75		
WDG89716	1台	φ 70
FBK-10702-LS17	1台	直 付
表示板 ET-10713+ET-10714		

整備室(13)		CH=2600	埋込寸法		整備室(12)		CH=2600	埋込寸法		倉庫(5)		器具仕様		倉庫(9)		器具仕様			
LEKR-423693N-LD9		9台	220×1235		LEKR-423693N-LD9		8台	220×1235		LEKT-416323N-LS9		4台	直付		LEKT-416323N-LS9		16台	直付	
LEDEM30221M		1台	φ100		LEDEM30221M		1台	φ100		レースウェイ LW=3000				レースウェイ LW=3000					
DF-20211XD7+LZA-92996F		2台	φ100→φ75		DF-20211XD7+LZA-92996F		2台	φ100→φ75											
リニューアルプレート φ100→φ75				リニューアルプレート φ100→φ75															

61号建物バックショップ 2階平面図(新設) S=1/200

件 名	高遊原59.60.61号他建物電気設備改修工事		
図面名称	61号建物バックショップ 2階平面図(新設)		
図面番号	13/17	作成年月日	R 8 . 8 . 2 6
陸上自衛隊 健軍駐屯地業務隊 高遊原派遣隊 施設班			

誘導灯凡例

	FBK-10701-LS17	壁直付型 表示板 (ET-10701)	電池内蔵
	FBK10702-LS17	天井直付 表示板 (ET-10713+ET-10714)	電池内蔵
	FBK-10771-LS17	壁埋込型 表示板 (ET-10714)	FL+500 電池内蔵

調光制御システム凡例

	DF-20211XD7	φ 75	明るさセンサ内蔵形・連続調光タイプ
	DF-20211ZD7	φ 75	明るさセンサ+人感センサ内蔵形・連続調光タイプ
	DF-20208Y	φ 75	人感センサ内蔵形・点滅タイプ
	WDG89716	φ 70	人感センサ子器
	WDG8981	φ 70	人感センサ子器・換気扇接続端子付
	LZA-92996F		リニューアルプレート(センサー用) φ 100→φ 75

階段下倉庫	器具仕様
LEKT-416323N-LS9	1台 直付

階段室	器具仕様
LEKTJ-423694N-LS9	1台 直付
LEKSS-44323N-LS9	1台 直付

整備室(1)	器具仕様
LEKT-415323N-LS9	18台 直付
レースウェイ LW=4000	

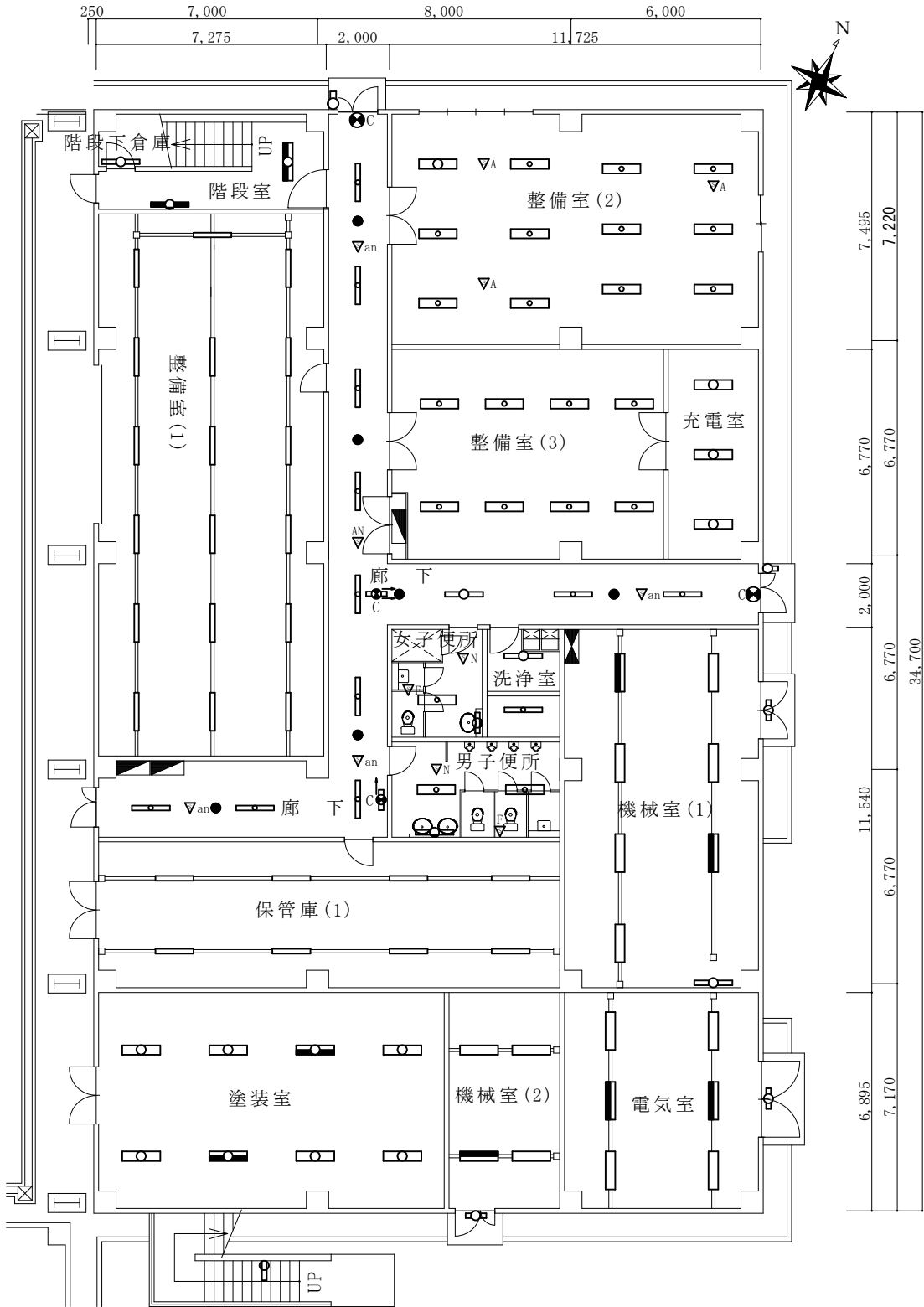
保管庫(1)	器具仕様
LEKT-415323N-LS9	8台 直付
レースウェイ LW=2600	

塗装室	CH=2600	器具仕様
LZBP4550B00GJ2A-42A000	6台	直付
VZBP4850A00GJ2A-45A000	2台	直付

機械室(2)	器具仕様
LEKT415693N-LS9	3台 直付
LEKTJ-415694N-LS9	1台 直付
レースウェイ LW=3000	

屋外階段	器具仕様
LEDT-31688N-LS1	1台 直付

外壁(出入口)	器具仕様
LEKBW-209161N-LS9	5台 直付



整備室(2)	CH=2600	埋込寸法
LEKR-423693N-LD9	12台	220×1235
DF-20211XD7+LZA-92996F リニューアルプレート φ 100→φ 75	3台	φ 100

整備室(3)	CH=2600	埋込寸法
LEKR-423693N-LS9	8台	220×1235

充電室	器具仕様
LCBP4550BS00GJ2A-200000	3台 ハ イ° 吊

廊下	CH=2400	埋込寸法
LEKR-415323N-LD9	12台	150×1235
LEDEM13221M	6台	φ 100
DF-20211ZD7+LZA-92996F	1台	φ 100→φ 75
WDG89716	4台	φ 70
FBK-10701-LS17	2台	壁付
FBK-10702-LS17	1台	直付
FBK-10771-LS17	1台	198×155

洗浄室	CH=2400	埋込寸法
LEKR-415323N-LS9	2台	150×1235

女子便所	CH=2400	埋込寸法
LEKR-423693N-LS9	1台	220×1235
LEKBW-209161N-LS9	1台	直付
DF-20208Y+LZA-92996F	1台	φ 100→φ 75
WDG8981	1台	φ 70

男子便所	CH=2400	埋込寸法
LEKR-423693N-LS9	2台	220×1235
LEKBW-409401N-LS9	1台	直付
DF-20208Y+LZA-92996F	1台	φ 100→φ 75
WDG8981	1台	φ 70

機械室(1)	器具仕様
LEKT-415693N-LS9	5台 直付
LEKTJ-415694N-LS9	2台 直付
LEKT-416323N-LS9	1台 直付
レースウェイ LW=2500	

電気室	器具仕様
LEKT-415693N-LS9	4台 直付
LEKTJ-415694N-LS9	2台 直付
レースウェイ LW=2500	

60号建物サイト`ショップ` 1 階平面図(新設) S=1/200

件名	高遊原59.60.61号他建物電気設備改修工事		
図面名称	60号建物サイト`ショップ` 1 階平面図(新設)		
図面番号	14/17	作成年月日	R 8 . 8 . 2 6
陸上自衛隊 健軍駐屯地業務隊 高遊原派遣隊 施設班			

誘導灯凡例

	FBK-20701-LS17	左避難方向 表示板 (ET-20704)	電池内蔵
	FBK-10701-LS17	壁直付型 表示板 (ET-10701)	電池内蔵

調光制御システム凡例

	DF-20211XD7	φ 75	明るさセンサ内蔵形・連続調光タイプ
	DF-20211ZD7	φ 75	明るさセンサ+人感センサ内蔵形・連続調光タイプ
	DF-20208Y	φ 75	人感センサ内蔵形・点滅タイプ
	WDG89716	φ 70	人感センサ子器
	WDG8981	φ 70	人感センサ子器・換気扇接続端子付
	LZA-92996F		リニューアルプレート (センサー用) φ 100→φ 75

廊 下	CH=2400	埋込寸法
LEKR-415323N-LD9	12台	150×1235
LEDEM13221M	5台	φ 100
DF-20211ZD7+LZA-92996F	1台	φ 100→φ 75
WDG89716	4台	φ 70
FBK-20701-LS17	1台	直 付
FBK-10701-LS17	1台	壁 付

階段室		器具仕様
LEKTJ-423694N-LS9	1台	直 付
LEKSS-44323N-LS9	1台	直 付

控室 (1)	CH=2600	埋込寸法
LEKR-423693N-LS9	8台	220×1235
LEDEM13221M	1台	φ 100

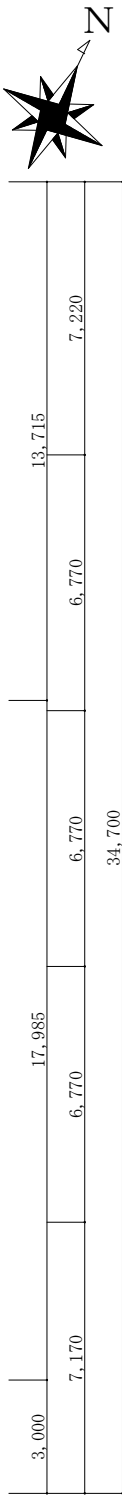
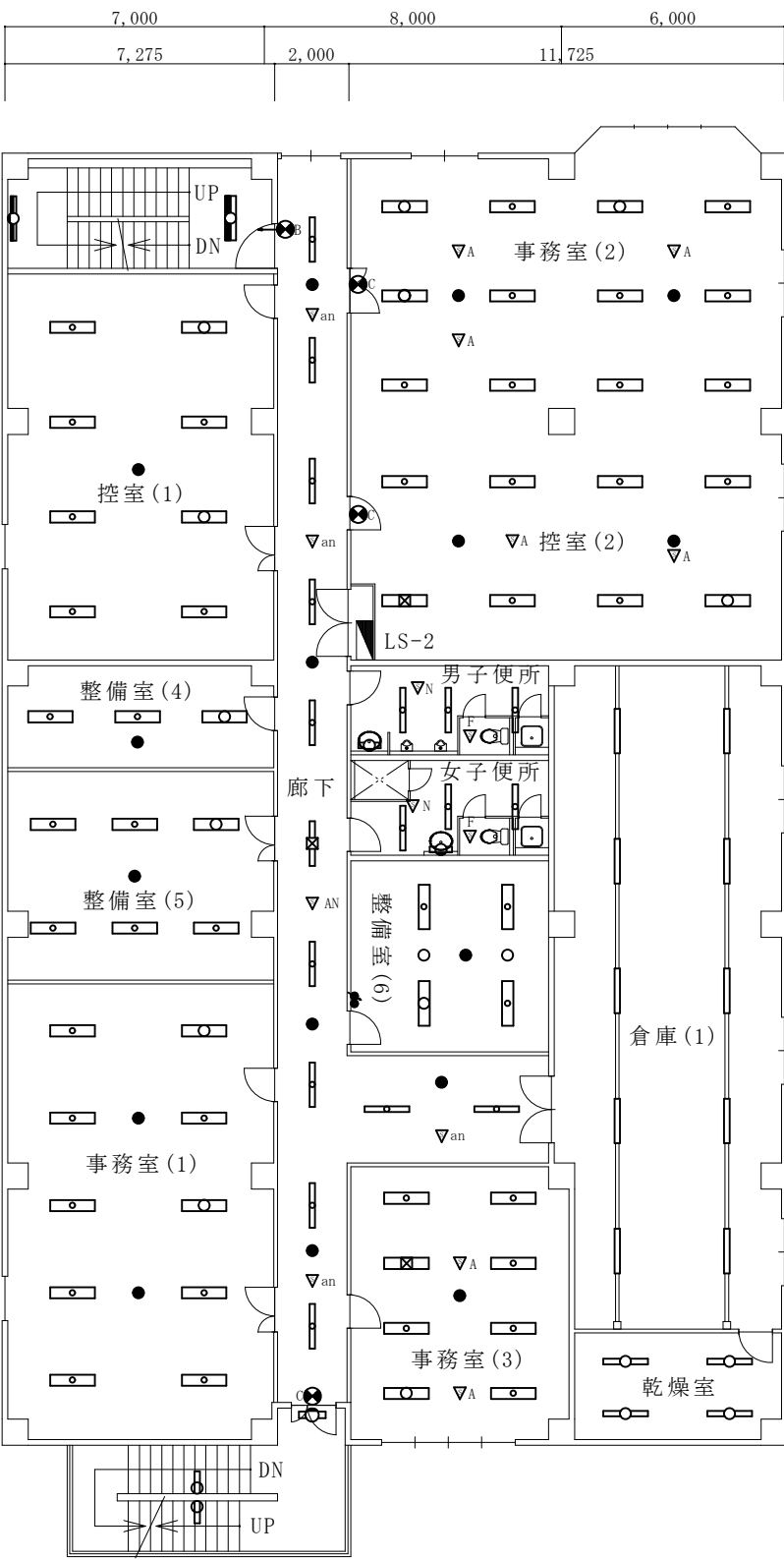
整備室 (4)	CH=2600	埋込寸法
LEKR-423693N-LS9	3台	220×1235
LEDEM30221M	1台	φ 100

整備室 (5)	CH=2600	埋込寸法
LEKR-423693N-LS9	6台	220×1235
LEDEM13221M	1台	φ 100

事務室 (1)	CH=2600	埋込寸法
LEKR-423693N-LS9	10台	220×1235
LEDEM13221M	2台	φ 100

事務室 (3)	CH=2600	埋込寸法
LEKR-426693N-LD9+F42100	8台	220×1235
LEDEM13221M	1台	φ 100
DF-20211XD7+LZA-92996F	2台	φ 100→φ 75

外壁 (出入口)		器具仕様
LEKBW-209161N-LS9	1台	直 付



事務室 (2)	CH=2600	埋込寸法
LEKR-423693N-LD9	12台	220×1235
LEDEM13221M	2台	φ 100
FBK-10701-LS17	1台	壁 付
DF-20211XD7+LZA-92996F	3台	φ 100→φ 75

控室 (2)	CH=2600	埋込寸法
LEKR-423693N-LD9	8台	220×1235
LEDEM13221M	2台	φ 100
FBK-10701-LS17	1台	壁 付
DF-20211XD7+LZA-92996F	2台	φ 100

男子便所	CH=2400	埋込寸法
LEKR-415323N-LS9	3台	150×1235
LEKBW-209161N-LS9	1台	直 付
DF-20208Y+LZA-92996F	1台	φ 100→φ 75
WDG8981	1台	φ 70

女子便所	CH=2400	埋込寸法
LEKR-415323N-LS9	3台	150×1235
LEKBW-209161N-LS9	1台	直 付
DF-20208Y+LZA-92996F	1台	φ 100→φ 75
WDG8981	1台	φ 70

整備室 (6)	CH=2600	埋込寸法
LEKR-423693N-LS9	4台	220×1235
LEDEM13221M	1台	φ 100
NTN88006WK+LLD200L-CB1	2台	φ 125
WNS57583W (調光スイッチ)	1台	
NNN80000Z (リニューアルプレート)	2台	φ 125→φ 100

倉庫 (1)		器具仕様
LEKT-415323N-LS9	10台	直 付
レースウェイ LW=3000		

乾燥室		器具仕様
LEET-41504WS+		
LEEM-40254N-H6-LS9	4台	直 付

屋外階段		器具仕様
LEDT-31688N-LS1	2台	直 付

60号建物サイト`ショップ` 2 階平面図 (新設) S=1/200

件 名	高遊原59.60.61号他建物電気設備改修工事		
図面名称	60号建物サイト`ショップ` 2 階平面図 (新設)		
図面番号	15/17	作成年月日	R 8 . 8 . 2 6
陸上自衛隊 健軍駐屯地業務隊 高遊原派遣隊 施設班			

誘導灯凡例

	FBK-20701-LS17	左避難方向 表示板 (ET-20704)	電池内蔵
	FBK-10701-LS17	壁直付型 表示板 (ET-10701)	電池内蔵

調光制御システム凡例

	DF-20211XD7	φ 75	明るさセンサ内蔵形・連続調光タイプ
	DF-20211ZD7	φ 75	明るさセンサ+人感センサ内蔵形・連続調光タイプ
	DF-20208Y	φ 75	人感センサ内蔵形・点滅タイプ
	WDG89716	φ 70	人感センサ子器
	WDG8981	φ 70	人感センサ子器・換気扇接続端子付
	LZA-92996F		リニューアルプレート(センサー用) φ 100→φ 75

廊 下	CH=2400	埋込寸法
LEKR-415323N-LD9	7台	150×1235
LEDEM13221M	3台	φ 100
DF-2011ZD7+LZA-92996F	1台	φ 100→φ 75
WDG89716	2台	φ 70
FBK-20701-LS17	1台	直 付
FBK-10701-LS17	1台	壁 付

男子便所	CH=2400	埋込寸法
LEKR-415323N-LS9	3台	150×1235
LEKBW-209161N-LS9	1台	直 付
DF-20208Y+LZA-92996F	1台	φ 100→φ 75
WDG8981	1台	φ 70

外壁(出入口)	器具仕様
LEKBW-20916N-LS9	1台 直 付

階段室(1)	CH=2400	埋込寸法
LEKRJ-422694N-LS9	1台	220×1235
LEKSS-44323N-LS9	1台	直 付

前 室	CH=2600	埋込寸法
LEKR-423693N-LS9	1台	220×1235
LEDDJ-25051N+LEK-4R6016A010	1台	φ 150

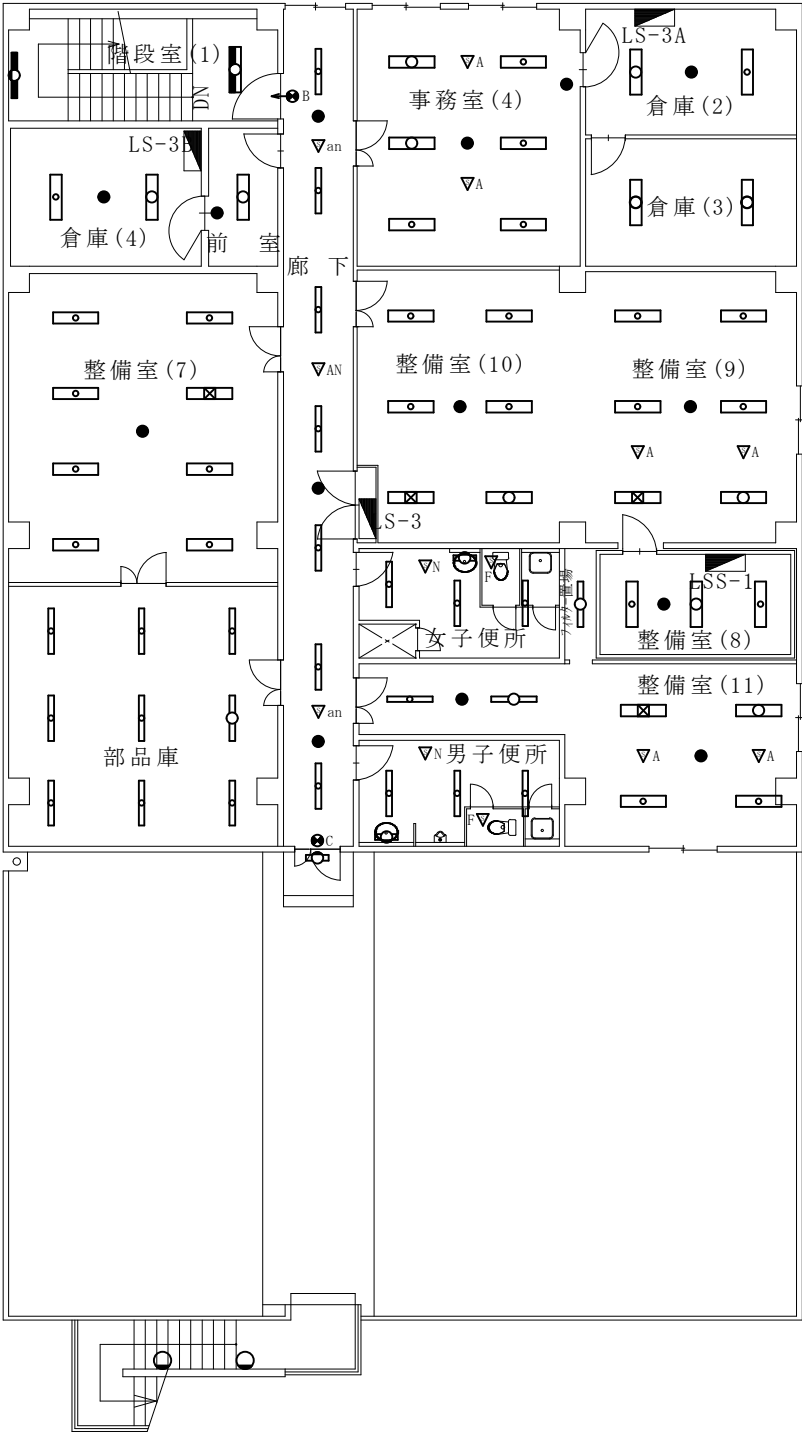
倉庫(4)	CH=2600	埋込寸法
LEKR-423693N-LS9	2台	220×1235
LEDEM13221M	1台	φ 100

整備室(7)	CH=2600	埋込寸法
LEKR-423693N-LS9	8台	220×1235
LEDEM30221M	1台	φ 100

部品庫	CH=2600	埋込寸法
LEKR-415323N-LS9	9台	150×1235

女子便所	CH=2400	埋込寸法
LEKR-415323N-LS9	3台	150×1235
LEKBW-209161N-LS9	1台	直 付
DF-20208Y+LZA-92996F	1台	φ 100→φ 75
WDG8981	1台	φ 70

22,300	7,220	3,450
6,770	7,320	
6,770	3,035	
1,540	5,000	



事務室(4)	CH=2600	埋込寸法
LEKR-423693N-LD9	6台	220×1235
LEDEM13221M	1台	φ 100
LEDDJ-25051N+LEK-4R6016A010	1台	φ 150
DF-20211XD7+LZA-92996F	2台	φ 100→φ 75

倉庫(2)	CH=2600	埋込寸法
LEKR-423693N-LS9	2台	220×1235
LEDEM13221M	1台	φ 100

倉庫(3)		器具仕様
LEKR-423693N-LS9	2台	ハ°イ°吊

整備室(10)	CH=2600	埋込寸法
LEKR-423693N-LS9	6台	220×1235
LEDEM13221M	1台	φ 100

整備室(9)	CH=2600	埋込寸法
LEKR-423693N-LD9	6台	220×1235
LEDEM13221M	1台	φ 100
DF-20211XD7+LZA-92996F	2台	φ 100→φ 75

整備室(8)	CH=2600	埋込寸法
LEKR-423693N-LS9	3台	220×1235
LEDEM13221M	1台	φ 100

整備室(11)	CH=2600	埋込寸法
LEKR-423693N-LD9	4台	220×1235
LEKR-415323N-LS9	2台	150×1235
LEDEM13221M	2台	φ 100
DF-20211XD7+LZA-92996F	2台	φ 100→φ 75

フィルター置場		器具仕様
LEKT-415323N-LS9	1台	直 付

屋外階段		器具仕様
YYY66512K+LDA5N-D-G-E17/SZ4	2台	直 付

60号建物サイト`ショップ` 3 階平面図(新設) S=1/200

件 名	高遊原59.60.61号他建物電気設備改修工事		
図面名称	60号建物サイト`ショップ` 3 階平面図(新設)		
図面番号	16/17	作成年月日	R 8 . 8 . 2 6
陸上自衛隊 健軍駐屯地業務隊 高遊原派遣隊 施設班			

59.60.61.62号建物電気設備凡例数量表(新設)

[illegible]

件 名	高遊原59.60.61号他建物電気設備改修工事		
図面名称	59.60.61.62号建物照明器具等凡例数量表(新設)		
図面番号	17/17	作成年月日	R 8 . 8 . 2 6
陸上自衛隊 健軍駐屯地業務隊 高遊原派遣隊 施設班			

市場価格調査依頼書

件名：高遊原59.60.61号他建物電気設備改修工事（入札日：R8.10.8）

No	項 目	規 格	単位	数量	単 価	金 額
1	高遊原59.60.61号他建物電気設備改修工事	仕様書のとおり	式	1		①
	(1) 仮設費	仕様書のとおり	式	1		
	(2) 工事費	仕様書のとおり	式	1		
	(3) 撤去費	仕様書のとおり	式	1		
	(4) 総諸経費（共通仮設費）	仕様書のとおり	式	1		
	(5) 総諸経費（現場管理費）	仕様書のとおり	式	1		
	(6) 総諸経費（一般管理費）	仕様書のとおり	式	1		
	(7) 産業廃棄物処理	仕様書のとおり	式	1		

本工事を履行するのに必要な日数は、② 日です。

- 1 上記①②欄に、①総額及び②履行に要する日数を見積もってください。
(内訳(1)～(7)にそれぞれに金額を記載し工事合計金額を①に記載してください。)
- 2 本見積は消費税抜きの金額を記載してください。

(各項目) 別紙は部分的に金額を問いただしている箇所です。従って、別紙の合計額と上記の①の合計と一致しないものとして認識ください。

No	品 名	規 格	単位	数量	単価	③金額
1		別紙のとおり				
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						

- 1 各項目の直接工事費の③金額（税抜）を記入してください。
- 2 各項目の単価・金額（税抜）には、一般管理費等を含めないでください。
- 令和8年10月14日（水）11：00迄に、本書類の送付（FAX）のご協力をお願いします。

（連絡先）

電話番号 096-368-5111（内線3573）
FAX番号 096-368-3579
Eメールアドレス finhq4-wafin-wa@inet.gsdf.mod.go.jp

住 所
会社名
代表者名

会社名:

No	品名	規格	数量	単位	単価	③金額
	1. 59号格納庫					
	(1). 新 設					
	ア. LED非常照明器具	天井・壁直付兼用形 階段灯 40タイプ	5	台		
	イ. LED誘導灯器具	壁直付 片面型	2	台		
	ウ. LED誘導灯器具	壁直付 片面型 (左避難方向表示板)	1	台		
	2. 60号サイドショップ					
	(1). 新 設					
	ア. LEDベースライト	直付形反射笠 W150 3,200lmタイプ	36	台		
	イ. LEDブラケット防湿・防雨形	直付形 高出力タイプ ・20タイプ	7	台		
	ウ. LEDベースライト (Cファンル回避器具)	Cファンル回避器具 (W220) 埋込	48	台		
	エ. LEDベースライト	下面開放 (W150) 調光タイプ 埋込	31	台		
	オ. LED非常照明器具	直付階段非常灯	2	台		
	カ. LED非常照明器具	直付階段非常灯	1	台		
	キ. LED非常照明器具	直付反射笠非常灯	2	台		
	ク. LED非常照明器具	埋込 非常灯 (W220)	1	台		
	ケ. LEDベースライト	直付形 片反射笠 3,200lmタイプ	1	台		
	コ. LEDベースライト (Cファンル回避器具)	Cファンル回避器具 (W220) 埋込	56	台		
	サ. LED密閉形照明器具	パイプ吊 (密閉形)	3	台		
	シ. LEDベースライト	直付形 パイプ吊 6,900lmタイプ	2	台		
	ス. LEDベースライト (Cファンル回避器具)	Cファンル回避器具 (W220) 埋込	8	台		
	セ. LEDブラケット防湿・防雨形	直付形 高出力タイプ ・20タイプ	5	台		
	ソ. LEDブラケット防湿・防雨形	直付形 高出力タイプ ・40タイプ	1	台		
	タ. LED防爆形照明器具	直付形 (ガード付)	6	台		
	チ. LED防爆形非常照明器具	直付形 (非常灯ガード付)	2	台		
	ツ. LEDベースライト	直付形 反射笠 6,900lmタイプ	4	台		
	テ. LEDベースライト	直付形 反射笠 6,900lmタイプ	8	台		
	ト. LED非常用照明器具	直付形 反射笠非常灯 6,900lmタイプ	1	台		
	ナ. LED非常用照明器具	直付形 反射笠非常灯 6,900lmタイプ	4	台		
	ニ. LEDブラケット防湿・防雨形	直付・丸形 外階段灯 30タイプ	3	台		
	ヌ. LED非常照明器具	天井・壁直付兼用形 階段灯 40タイプ	2	台		
	ネ. LEDベースライト	直付形 片反射笠 3,200lmタイプ	1	台		
	ノ. LEDベースライト	埋込形 (W220) 6,900lmタイプ	8	台		
	ハ. LEDベースライト	埋込形 (W150) 3,200lmタイプ	9	台		
	ヒ. LEDベースライト	直付形 反射笠高温用 2,500lmタイプ	4	台		
	フ. LEDベースライト	埋込形 (W150) 3,200lmタイプ	2	台		
	ヘ. LEDベースライト	埋込形 (W150) 3,200lmタイプ	14	台		
	ホ. LEDベースライト	直付形 反射笠 3,200lmタイプ	1	台		
	マ. LED非常照明器具	埋込 非常用 φ100 13形	32	台		
	ミ. LED非常照明器具	埋込 非常用 φ100 30形	2	台		
	ム. LEDダウンライト非常兼用照明器具	埋込 非常兼用 φ150 500シリーズ	2	台		
	メ. LEDダウンライト	埋込 常夜灯 φ125 調光	2	台		
	モ. 照明制御器	埋込形 明かりセンサー + リニューアプレート φ75	16	台		
	ヤ. 照明制御器	埋込形 明かり・人感センサー + リニューアプレート φ75	3	台		
	ユ. 照明制御器	埋込形 人感センサー + リニューアプレート φ75	6	台		

会社名:

No	品名	規格	数量	単位	単価	③金額
	ヨ. 照明制御器	埋込形 人感センサー子機 φ70	10	台		
	ユ. 照明制御器	埋込形 人感センサー・換気扇端子付 φ70	6	台		
	リ. LED誘導灯器具	天井・壁直付形 B級 片面	2	台		
	ル. LED誘導灯器具	天井・壁直付形 C級 片面	6	台		
	レ. LED誘導灯器具	天井・壁直付形 C級 両面	1	台		
	ロ. LED誘導灯器具	壁埋込形 C級 片面	1	台		
	3. 61号バックショップ					
	(1). 新 設					
	ア. LEDベースライト	直付形反射笠 W150 3,200lmタイプ	86	台		
	イ. LEDベースライト (非常灯)	直付形反射笠 非常灯 W150 3,200lmタイプ	4	台		
	ウ. LEDブラケット防湿・防雨形	直付形 高出力タイプ ・20タイプ	2	台		
	エ. LEDベースライト(Cファン冷却回避器具)	Cファン冷却回避器具 (W220) 埋込	17	台		
	オ. LEDベースライト	下面開放 (W150) 調光タイプ 埋込	7	台		
	カ. LED非常照明器具	直付階段非常灯	1	台		
	キ. LED非常照明器具	埋込 非常用 φ100 13形	2	台		
	ク. LED非常照明器具	埋込 非常用 φ100 30形	2	台		
	ケ. 照明制御器	埋込形 明かりセンサー + リモコンプレート φ75	4	台		
	コ. 照明制御器	埋込形 明かり・人感センサー + リモコンプレート φ75	1	台		
	サ. 照明制御器	埋込形 人感センサー子機 φ70	1	台		
	シ. LED誘導灯器具	天井・壁直付形 C級 片面	2	台		
	ス. LED誘導灯器具	直付 レール吊 C級 片面 BL	1	台		
	セ. LED誘導灯器具	天井・壁直付形 C級 両面	1	台		
	4. 62号油脂庫					
	(1). 新 設					
	ア. LEDブラケット防湿・防雨形	直付形 高出力タイプ ・20タイプ	2	台		
	イ. LED防爆形照明器具	直付形 (ガード付)	5	台		
	5. 受水槽ポンプ室					
	(1). 新 設					
	ア. LEDベースライト	直付形 反射笠	1	台		
	6. 仮 設					
	ア. 養生費	個別改修	1	式		

標準現場説明書（金銭的保証）

第1 一般事項

1 入札（又は見積書の提出）について

- (1) この工事の入札（又は見積書の提出）に当たっては、一般競争入札の公告、指名通知書（見積依頼書を含む。）、図面、仕様書、入札心得書（又は見積心得書）、建設工事請負契約書案及びこの現場説明書をよく確認の上、入札書（又は見積書）を提出するものとする。
- (2) この工事の入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 契約の保証について

- (1) 落札者（又は契約の相手方）は、建設工事請負契約書案の提出とともに、以下のいずれかの書類を提出しなければならない。

ア 債務不履行時による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」という。）とする。
- (イ) 保証書の宛名の欄には、「分任契約担当官 陸上自衛隊健軍駐屯地 西部方面会計隊本部業務科長 秋吉裕之」と記載されるように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は建設工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、建設工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。
- (カ) 保証期間は、工期を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (コ) 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、契約担当官等から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

イ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任契約担当官 陸上自衛隊健軍駐屯地 西部方面会計隊本部業務科長 秋吉裕之」と記載されるように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、建設工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、請負代金額の10分の3の金額以上とする。
- (オ) 保証期間は、工期を含むものとする。
- (カ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (ク) 公共工事履行保証証券による保証を選択した場合は、工事完成後を除き、発注者は建設工事請負契約書第5条第1項ただし書きに規定する承諾をしないものとする。

ウ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険証券に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任契約担当官 陸上自衛隊健軍駐屯地 西部方面会計隊本部業務科長 秋吉裕之」と記載されるように申し込むこと。
- (エ) 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、建設工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。ただし、低入札価格調査を受けた者との契約については、請負代金額の10分の3の金額以上とする。
- (カ) 保険期間は、工期を含むものとする。
- (キ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

- (2) 第1号の規定にかかわらず、契約金額が予算決算及び会計令第100条の2第1項第1号の規定により、建設工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。
- 3 工期変更の場合における保証事業会社に対する通知について
- (1) 前払保証約款第7条の2に基づく被保証者（発注者）から保証事業会社に対する通知は、建設工事請負契約書第38条第4項に定めるところにより、受注者が直ちに行うものとする。
- (2) 受注者は、前号により保証事業会社に対して通知を行ったときは、その旨を発注者に対して通知するものとする。
- 4 建設工事請負契約書案について
- (1) 第1条関係（総則）
- ア 仮設、施工方法等は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者の責任において定める。
- イ 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ウ 本契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は書面により行わなければならない。
- (2) 第2条関係（関連工事の調整）
- 受注者は、発注者の調整に従い、第三者の施工する工事の円滑な施工に協力しなければならない。また、この調整に従ったことを理由として請負代金額の変更又は必要とした費用を発注者が負担することを要求することはできない。
- (3) 第6条関係（一括委任及び一括下請負の禁止）
- 下請負に係る工事の目的物が独立した工作物であり、通常工事1件として発注できるような場合及び工事の主体的な部分を取りまとめて他の1人の建設業者に下請負させるような場合についても本条に該当する。
- (4) 第7条関係（下請負人の通知）
- 「その他必要な事項」とは、下請負人の住所、施工部分の内容、当該工事現場の担当責任者の氏名等を含む。
- (5) 第10条関係（現場代理人及び主任技術者等）
- ア 第1項第2号に定める者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、恒常的な雇用関係とは、受注者から入札の申込のあった日以前に3月以上の雇用関係にあるものをいう。
- イ 「監理技術者」とは、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者とする。
- ウ 「常駐」とは、当該工事のみを担当していること（専任）だけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味する。また、「運営、取締り」とは、請負契約に基づく工事の施工に関し、受注者において行う工事現場に関する全ての管理行為を指すものであり、工事の施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理その他の管理のほか、工事現場の風紀の維持等もこれに含まれる。
- (6) 第11条関係（履行報告）
- 「契約の履行についての報告」とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、施工計画書等の履行計画についての報告も含まれる。
- (7) 第17条関係（工事用地の確保等）
- ア 「撤去」とは、支給材料又は貸与品を契約担当官等に返還することが含まれる。
- イ 「処分」とは、支給材料又は貸与品を回収することが含まれる。
- (8) 第20条関係（設計図書の変更）
- 設計図書の変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度行うこととするが、軽微な設計図書の変更に伴うものは、工期の末（国庫債務負担行為に基づく契約にあっては、各会計年度の末及び工期の末）までに行う。
- (9) 第21条関係（工事の中止）
- 第3項にいう、「増加費用」とは、中止期間中、工事現場を維持し又は工事の続行に備えるため労働者、機械器具等を保持するため必要とされる費用、中止に伴い不要となった労働者、機械器具等の配置転換に要する費用、工事を再開するために労働者、機械器具等を工事現場に搬入する費用等をいう。
- (10) 第27条関係（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）
- ア 賃金又は物価の変動による請負代金額の変更（以下「スライド」という。）は、残工事の工期が2月以上ある場合に行う。
- イ 第2項の「変動前残工事代金額」の算定の基礎となる「当該請求時の出来形部分」の確認については、スライドの請求があった日から起算して14日以内で、契約担当官等が受注者と協議して定める日において、監督官が行う。この場合において、受注者の責により遅延していると認められる工事量は、当該請求時の出来形部分に含めるものとする。
- ウ 第5項の「特別な要因」とは、主要な建設資材の価格を著しく変動させるおそれのある原油価格の引き上げのような特別な要因をいう。
- (11) 第31条関係（不可抗力による損害）
- ア 第4項の「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。
- イ 1回の損害額が当初の請負代金額の5/1000の額（この額が20万円を超えるときは20万円）に満たないものは、損害額に含めない。
- (12) 第37条関係（前金払）
- ア 受注者は、請負代金額が1000万円以上で、かつ、工期が150日以上工事については、中間前金払又は部分払のいずれかを選択することができる。また、その選択結果については、契約締結時までに申し出

るものとし、その後においては変更することはできない。

- イ 中間前金払を選択した場合においては、契約担当官等又は契約担当官等が指定する者の認定を受け、かつ、保証事業会社と前払金の保証契約を締結したときは、請負代金額の10分の2以内の中間前金払の支払を請求することができる。
 - ウ 認定の請求は、当該契約に係る工期の2分の1（国庫債務負担行為に基づく契約にあっては、当該年度の工事実施期間の2分の1）を経過し、かつ、概ね工程表によりその実施すべき工事が行われ、その進捗が金額面（現場搬入の検査済み材料を含む。）でも2分の1（国庫債務負担行為に基づく契約にあっては、当該年度の出来高予定額の2分の1）以上である場合に行うものとする。
 - エ 低入札価格調査を受けたものとの契約については、第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に、第6項及び第7項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」と読み替えるものとする。
- (13) 第38条関係（保証契約の変更）
第2項において、前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下らないこと。
- (14) 第56条関係（解除に伴う措置）
ア 「撤去」とは、支給材料又は貸与品を契約担当官等に返還することが含まれる。
イ 「処分」とは、支給材料又は貸与品を回収することが含まれる。
- (15) 第59条関係（契約不適合責任期間等）
第1項における契約不適合責任期間の存続期間については、建設工事ごとに定めるものとし、原則として2年とする。ただし、設備機器本体等の当該期間は1年とする。
- (16) 第60条関係（火災保険等）
建設工事請負契約書第60条に基づき、工事目的物及び工事材料を火災保険等に付する場合の取扱いは、次のとおりとする。
なお、この取扱いにより難いときは、必要に応じて契約担当官等と協議するものとする。
ア 受注者は、火災、落雷、爆発又は破裂あるいは、台風、せん風、暴風雨の風災を原因として起こる損害をてん補できる保険を、付保するものとし、保険金は原則として請負代金額とする。ただし、次に掲げる工事は、保険を付さないことができる。
なお、受注者自ら当該保険に付加する特約等については、これをさまたげるものではない。
(ア) 解体、撤去、分解又は後片づけ工事
(イ) 建物の基礎工事及び外構工事
イ 受注者は、工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）を付保するものとする。
ウ 保険に加入する時期は、原則として工事着工のときとし、終期は工事完成後14日とする。
エ 受注者は、保険契約締結後に請負額の変更又は工事の延長等があった場合は、当該変更の内容及び保険契約の変更を行わなければならない。
オ 受注者は、保険契約を締結（変更も含む。）した場合は、当該保険証券等の写しを契約担当官等に提示しなければならない。
- (17) 第64条関係（あっせん又は調停）
建設工事紛争審査会は、原則として受注者の建設業の許可区分により、国土交通大臣許可の場合は、中央建設工事紛争審査会とし、都道府県知事許可の場合は当該都道府県建設工事紛争審査会とする。
なお、一般競争に付した工事の請負契約においては、中央建設工事紛争審査会とする。
- 5 指導事項について
- (1) 建設産業における生産システムの合理化指針の遵守等について工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システムの合理化指針」において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善に努めること。
- (2) 建設工事の適正な施工の確保について
ア 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反する一括下請その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
イ 下請代金の支払については、建設業法を遵守すること。
ウ 建設業法第26条の規定により、受注者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（専らその職務に従事する者で、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を配置すること。この場合において、専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置するものとし、発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。
エ ア、イ及びウのほか、建設業法等に抵触する行為は行わないこと。
- (3) 労働福祉の改善等について
建設労働者の確保を図ること並びに労働災害の防止、適正な賃金の確保、退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。
- (4) 建設業退職金共済制度について
ア 受注者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）に加入するとともに、自ら雇用する建退

共制度の対象となる労働者に係る退職金ポイント（以下「ポイント」という。）又は共済証紙（以下「証紙」という。）を購入するとともに、当該労働者に対する掛金充当のために必要な就労状況を電子申請専用サイトを通じて独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）に報告し、又は当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。

イ 受注者は、建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を、電子申請方式の場合は工事契約締結後 40 日以内、証紙貼付方式の場合は工事契約締結後 1 か月以内に提出すること。ただし、ポイント購入が口座振替による場合であって、掛金口座振替申込受付書を提出する場合は、収納書発行後速やかに提出すること。

なお、この期間内に収納書を提出できない特別の事情がある場合には、あらかじめその理由及びポイント又は証紙の購入予定時期を書面（電磁的記録に記録されたものを含む。以下同じ）により申し出ること。

ウ 受注者は、イの申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合等において、ポイント又は証紙を追加購入したときは、当該購入に係る収納書を工事完成時まで提出すること。

なお、イの申し出を行った場合又は請負代金額の増額変更があった場合において、ポイント又は証紙を追加購入しなかったときは、その理由を書面により申し出ること。

エ 建退共制度に加入していない受注者、ポイント若しくは証紙の購入又は機構への報告若しくは証紙の貼付が不十分な受注者は、指名等について考慮することがある。

オ ポイント又は証紙の購入状況を把握するため必要があると認めるときは、証紙の受払簿その他関係資料の提出を求めることがある。

カ 受注者は、下請契約を締結する際は、下請負人に対して建退共制度の趣旨を説明し、下請負人が雇用する建退共制度の対象となる労働者に係るポイント又は証紙をあわせて購入すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請負人の建退共制度への加入及び掛金納付を促進すること。

キ 下請負人の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請負人に建退共制度への加入手続及び掛金納付に係る事務等の処理を委託する方法もあるので、元請負人においてできる限り下請負人の事務の受託に務めること。

ク 受注者は、機構から工事現場に建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識の掲示について要請があった場合には、特別の事情がある場合を除き、これに協力すること。

ケ 受注者は、建退共制度について、建設キャリアアップシステムの活用等により技能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を工事監督官へ提出し、工事検査官に提示すること。

(5) ダンプトラック等による過積載等の防止について

ア 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。

イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。

ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。

エ さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。

オ ダンプカー協会の設立状況を踏まえ、同協会への加入を促進すること。

カ ダンプカー協会の設立、加入等の状況に応じて、ダンプカー協会加入車を優先的に使用すること。

キ 工事の現場に出入りする一人一車等零細なダンプカー事業者に対し、協業化による運送免許の取得を促進するよう指導すること。

ク 工事の施工に当たっては、土砂等の運搬が運送契約によって行われるときは、正規の運送免許を受けた者の車に限って使用すること。

ケ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。

コ アからケまでのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(6) 分別解体等実施義務について

受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 9 条第 1 項の規定による分別解体等を行わなければならない。

(7) 防衛省が発注する工事等からの暴力団排除の推進について（防経施第 6993 号。20. 6. 5）に基づく暴力団排除を行うための措置は以下のとおりとする。

ア 下請等から暴力団を排除するための措置について

暴力団員等は、下請等として使用しないこと。

イ 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(7) 発注工事において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(イ) (7)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

(ウ) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

ウ 通報等義務を怠った場合の措置について

(7) 暴力団員等による不当介入を受けた受注者等が都道府県警察への通報等__を怠った場合には、当該受注者等に対して指名停止又は書面による注意の喚起を行うものとする。

(イ) (7)による指名停止を受けた者については、工事の施工成績の評定に反映させるものとする。

(ウ) (7)による指名停止を受けた者については、その旨を公表するものとする。

(エ) (7)による指名停止を受けた者については、下請等の承認をしてはならないものとする。

6 入門手続等について

(1) 一般競争入札において競争参加資格の確認を受けた者、指名競争入札において指名通知を受けた者又は見積依頼を受けた者が、入札見積のために現地の確認が必要として自衛隊施設又は米軍施設に立ち入る場合は、事前に、立入月日及び立入りしようとする人数等についての契約担当部署と調整を行うものとする。

(2) 工事の施工に際し、自衛隊施設又は米軍施設に立ち入る場合は、事前に、工事監督官と調整を行い、当該施設を管理する部隊等の規則等に基づき関係書類を提出のうえ、出入許可を受けた後に当該施設に立ち入るものとする。また、当該関係書類を提出の際は受注者の代表者（現場代理人等）が記載漏れや本人確認資料等を確認するとともに、申請が許可されて入門許可証等が発行される際は、受注者が一括して受領した場合にあっては、受注者は身分証明書等による申請者本人であることを確認した上で手交することとし、自衛隊施設等の担当部隊等から申請者本人へ手交する場合にあっては、受注者は部隊等が行う本人確認及び手交に立ち会うこととする。

なお、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域の国籍その他これに類するものを有する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域の国籍その他これに類するものを有する者は、工事等に従事する者として認めない。

建設工事に係る入札心得書等

目 次

	ページ
まえがき	3
1 入札心得書	4
2 見積心得書	1 1
別記様式第 1 委任状	1 6
別記様式第 2 年間委任状	1 7
別記様式第 3 委任状	1 8
別記様式第 4 入札書	1 9
別記様式第 5 入札辞退届	2 0
別記様式第 6 見積書	2 1
別記様式第 7 見積辞退届	2 2

ま え が き

陸上自衛隊の各契約機関で行われる入札、見積合わせ等契約に参加される方は、国の契約事務処理に関して法令、規則等によって細部が定められておりますので、法令、規則等についてある程度の御理解をもっていただかないと手続に手違いを生じたり不測の損害を受けることにもなりかねません。このようなことがないように基本的事項を記述したのがこの入札心得書等です。したがって、入札等契約に参加される方は、ここに記述されている事項は全て承知の上参加されるものとして取り扱いますので、誤りのないように注意してください。

なお、一般競争契約及び指名競争契約に参加する際に必要となる参加資格審査に関する事項につきましては、本社、本店等が所在する地域を管轄する地方防衛局及び地方防衛支局にお問い合わせください。

1 入札心得書

入札心得書

(目的)

第1条 一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）その他の法令に定めるもののほか、この心得書に定めるところによるものとする。

(競争参加の申し出)

第2条 競争に参加しようとする者は、公告又は公示（以下「公告等」という。）において指定した期日までに、当該公告等において指定した書類を契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(入札保証金等)

第3条 入札に参加することができる者（以下「入札参加者」という。）は、予決令第74条の公告において指定した期日までに、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約担当官等に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書きの場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当官等に提出しなければならない。

3 入札参加者は、入札保証金を納付する場合は、あらかじめ入札保証金の金額に相当する金額の金銭を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて契約担当官等に提出しなければならない。

4 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

5 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては、落札者決定後にその払渡請求書と引き替えにこれを還付する。

(入札等)

第4条 入札参加者は、契約担当官等から競争参加資格があると認められた者又はその代理人のみとする。

2 入札参加者が代理人であるときは、必要に応じて別記様式第1から別記様式第3までに定める個別案件についての委任状又は年間委任状を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、予決令第71条第1項の規定に該当する者を代理人とすることはできない。

別記様式第1及び別記様式第2については、公告等において指定した書類の提出期限までに、別記様式第3については、入札前までに持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出するものとする。

なお、別記様式第2に定める年間委任状については、内容に変更がある場合を除き再度提出する必要はない。

3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

4 入札参加者は、入札説明書（又は指名通知書）、図面、仕様書、現場説明書、契約書案（以下「入札説明書等」という。）及び現場（やむを得ず立ち入れない場合を除く。）等を熟覧の上、入札しなければならない。

なお、入札説明書等及び現場等に疑義があるときは、入札説明書において指定した期日までに契約担当官等に質問することができる。また、質問に際しては、入札説明書等において指定した担当部局に電話連絡し、書面（様式は自由とする。）を持参、郵送等又は電子メールにより提出することにより質問することができる。

5 入札参加者は、別記様式第4により入札書を作成し、入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記した封筒に入れて封かんの上、入札書提出締切時刻までに提出しなければならない。郵送等による入札が認められている場合において、郵送等により入札書を提出するときは、発送後速やかに公告等において指定した担当部局に電話連絡するものとする。

6 第1回の入札に際し、入札書に記載した金額に対応する内訳明細書を契約担当官等が指定した方法により提出しなければならない。

7 入札書及び内訳明細書が入札書提出締切時刻までに持参又は到達しない場合は、当該入札参加者は入札を辞退したものとみなす。

8 契約担当官等は、必要に応じ、内訳明細書について説明を求めることがある。また、内訳明細書に不備がある場合は、第8条第11号に該当する入札として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

9 入札参加者は、一度提出した入札書及び内訳明細書の引き替え、変更又は取消しをすることができない。

10 入札書を提出後、配置予定技術者を配置することができなくなった場合には、速やかにその旨を契約担当官等宛てに書面（様式は自由とするが、入札参加者により作成されたものに限る。以下「申出書」という。）にて申し出なければならない。申し出に際しては、公告等において指定した担当部局に電話連絡し、申出書をFAX又は電子メールにより送信するとともに、遅滞なく申出書を契約担当官等に提出しなければならない。

なお、落札後、配置予定技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）の長から防整施（事）第150号（28. 3. 31）「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」

(以下「指名停止要領」という。)により指名停止を行うことがある。

- 11 入札参加者は、公告等又は指名通知書において指定された時刻までに、指定された場所(以下「入札室」という。)に入室し、開札に立ち会うことができるものとする。入札室に入室しようとするときは、一般競争参加資格確認通知書又は指名通知書の写しを入札執行官に提示しなければならない。

なお、一般競争参加資格確認通知書又は指名通知書を受けた本人又はその代理人以外の者は、入札室に入室できないことがある。

また、開札に立ち会わない場合でも提出された入札書は有効なものとして取り扱うこととするが、再度の入札を行うこととなったときは、郵送等開札に立ち会わなかった入札参加者は、契約担当官等からの連絡に対して速やかに再度の入札に参加する意思の有無を明らかにするものとする。

(入札参加の取りやめ)

- 第5条 入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札参加を取りやめることができる。また、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者がいないときに再度の入札を行う場合も、同様とする。

- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、入札辞退届(別記様式第5)を契約担当官等に持参又は郵送等により提出するものとする。ただし、これによりできない場合は、その旨を明記した入札書を提出するものとする。

- 3 入札参加を取りやめた者は、これを理由として以後不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

- 第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格(入札保証金の金額等又は金融機関等の保証金額を含む。)又は入札書、内訳書その他の契約担当官等に提出する書類(以下「入札書等」という。)の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。

- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格(入札保証金の金額等又は金融機関等の保証金額を含む。)、入札書等を意図的に開示してはならない。

- 4 前項までの規定に違反する行為を行った場合は、不正又は不誠実な行為として、契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局又は地方防衛支局(長崎防衛支局を除く。)の長から指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(入札の取りやめ等)

- 第7条 入札参加者が連合し又は不穩の行動を為す等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期又は取りやめることがある。

(入札の無効)

- 第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争参加資格を有しない者のした入札

- (2) 入札書の提出期限後に到達した入札
- (3) 契約担当官等が提出を求めた資料を提出しない者又は虚偽の記載若しくは不備のある資料を提出した者のした入札
- (4) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (5) 入札参加者名を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 当該入札について他の入札参加者の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者のした入札
- (10) 2通以上の入札書を提出又は入札函に投入した者のした入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

2 開札後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした入札は無効として取り扱うものとする。

- (1) 配置予定技術者を配置することができなくなったとき（契約担当官等が配置予定技術者の変更をやむを得ないとして承認した場合を除く。）。
- (2) 公告等の定めに基づき契約担当官等が専任の監理技術者とは別に配置を求める技術者を配置することができないとき。
- (3) 予決令第86条第1項に基づく調査等の契約担当官等が行う調査に協力しないとき。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、防衛省発注工事等からの排除要請があったとき。
- (5) 落札決定までに、当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）の長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」に基づく指名停止を受けたとき。

（落札者の決定）

第9条 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの）をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える工事又は製造その他の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの）の次に有利なものをもって入札した者を落札者とするところがある。

2 予決令第85条の基準（防衛省所管契約事務取扱細則第25条第1項第1号に定める基準）に該当する入札を行った者は、契約担当官等の行う調査に協力しな

なければならない。

(再度入札)

第10条 開札をした場合において、落札者がいないときは、契約担当官等が指定する日時において再度の入札を行う。

2 入札を無効とされた者は、再度入札に参加することができない。

3 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

4 各回の入札結果について、落札した場合は落札者名及び落札金額を、落札しなかった場合は最低入札金額を、入札を保留する場合は保留する旨を通知する。

なお、入札を保留する場合は、入札参加者に対して、口頭により通知する。

5 再度入札において落札者がいないときは、特別な場合を除き、不調とする。

(落札となるべき入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき入札をした者が2人以上あるときは、契約担当官等が指定する日時及び場所において、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない隊員にくじを引かせる。

(契約の保証)

[役務的保証に限定する場合]

第12条 落札者は、契約書案の提出と同時に、公共工事履行保証証券による保証(引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。))である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。)を付し、その証券を契約担当官等に提出しなければならない。この場合の保証金額は、契約金額の10分の3以上としなければならない。

[役務的保証に限定しない場合]

第12条 落札者は、契約書案の提出と同時に、契約金額の10分の1(建設工事にあって、予決令第86条の調査を受けた者との契約については、10分の3)以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 落札者は、前項本文の規定により契約保証金を納付する場合においては、あらかじめ、現金を取扱官庁の保管金取扱店(日本銀行の本店、支店又は代理店)に払い込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて契約担当官等に提出しなければならない。

3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証であるときは、当該保証に係る保証書を契約担当官等に提出しなければならない。

4 落札者は、第1項ただし書きの規定により契約保証金の納付を免除された理由が、公共工事履行保証契約及び履行保証保険契約を締結したことによるものであ

るときは、公共工事履行保証契約にあつては公共工事履行保証証券に係る証券を、履行保証保険契約にあつては履行保証保険に係る証券を契約担当官等に提出しなければならない。

(契約書等の提出)

第13条 落札者は、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に、これを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

(入札説明書等)

第14条 入札説明書等は、積算等の目的以外に使用しないものとする。

(異議の申立)

第15条 入札をした者は、入札後、この心得書、入札説明書等及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(その他)

第16条 いわゆる裏ジョイント契約その他不適切な形態による下請負契約又は再委託契約により工事又は業務を実施する等契約当事者相互間の信頼関係を損なうような行為を行ってはならない。

(指名停止措置)

第17条 第4条第10項なお書き及び第6条第4項に規定するもののほか、この心得書に定める入札手続等に関する行為が、不正又は不誠実な行為等に該当する場合は、契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）の長から指名停止措置要領に基づく指名停止等を行うことがある。

2 見積心得書

見積心得書

(目的)

第1条 見積書を徴収して随意契約により契約を行う場合の見積その他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）その他の法令に定めるもののほか、この心得書の定めるところによるものとする。

(見積等)

第2条 見積書を提出できる者（以下「見積者」という。）は、契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）から見積依頼若しくは特定通知を受けた者又はその代理人のみとする。

2 見積者が代理人であるときは、必要に応じて別記様式第1から別記様式第3までに定める個別案件についての委任状又は年間委任状を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、予決令第71条第1項の規定に該当する者を代理人とすることはできない。

別記様式第1及び別記様式第2については、契約担当官等が指定した期日までに、別記様式第3については、見積書提出前までに持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵便等」という。）又は電子メールにより提出するものとする。

なお、別記様式第2に定める年間委任状については、内容に変更がある場合を除き再度提出する必要はない。

3 見積者又は見積者の代理人は、当該見積に対する他の見積者の代理をすることができない。

4 見積者は、仕様書、図面、現場説明書、契約書案（以下「仕様書等」という。）、現場（やむを得ず立ち入れない場合を除く。）等を熟覧の上、見積しなければならない。

なお、仕様書等、現場等に疑義があるときは、見積依頼書又は特定通知において指定した期日までに指定した担当部局に電話連絡し、契約担当官等に書面（様式は自由とする。）を持参、郵送等又は電子メールにより提出することにより質問することができる。

5 見積者は、別記様式第6により見積書を作成し、見積件名、見積日時及び商号又は名称を表記した封筒に入れて封かんの上、見積書の提出締切時刻までに提出しなければならない。郵送等又は電子メールによる見積書の提出が認められている場合において、郵送等又は電子メールにより見積書を提出するときは、発送又は送信後速やかに見積依頼書又は特定通知において指定した担当部局に電話連絡するものとする。

6 見積者は、一度提出した見積書の引き替え、変更又は取消しをすることができない。

7 見積者は、見積依頼書又は特定通知において指定された時刻までに、指定された場所に入室し、見積に立ち会うことができるものとする。

(見積参加の取りやめ)

第3条 見積参加者は、見積書を提出するまでは、いつでも見積参加を取りやめることができる。また、予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積書を提出したものがいないときに再度の見積を行う場合も、同様とする。

2 見積者は、見積を辞退するときは、見積辞退届（別記様式第7）を契約担当官等に持参、郵送等又は電子メールにより提出するものとする。ただし、これによりできない場合は、その旨を明記した見積書を提出するものとする。

3 見積参加を取りやめた者は、これを理由として以後不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な見積の確保)

第4条 見積者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 見積参加者は見積に当たっては、他の見積参加者と見積意思、見積価格又は見積書その他の契約担当官等に提出する資料（以下「見積書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に見積価格を定めなければならない。

3 見積参加者は契約相手方の決定前に他の見積参加者に対して見積意思、見積書等を意図的に開示してはならない。

4 前項までの規定に違反する行為を行った場合は、不正又は不誠実な行為として、契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）の長から防整施（事）第150号（28.3.31）「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を行うことがある。

(見積の取りやめ等)

第5条 見積者が連合し又は不穏の行動をなす等の場合において、見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該見積者を見積りに参加させず若しくは見積を延期又は取りやめることがある。

(見積の無効)

第6条 次の各号のいずれかに該当する見積は無効とする。

- (1) 見積に参加する資格を有しない者のした見積
- (2) 見積書の提出期限後に到達した見積
- (3) 契約担当官等が提出を求めた資料を提出しない者又は虚偽の記載若しくは不備のある資料を提出した者のした見積
- (4) 委任状を提出しない代理人のした見積
- (5) 見積参加者名を欠く見積
- (6) 金額を訂正した見積
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積
- (8) 明らかに連合によると認められる見積り

- (9) 当該見積について他の見積者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした見積
- (10) その他見積に関する条件に違反した見積り
- 2 開札後、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした見積は無効として取り扱うものとする。
- (1) 配置予定技術者を配置することができなくなったとき（契約担当官等が配置予定技術者の変更をやむを得ないとして承認した場合を除く。）。
- (2) 公示等の定めに基づき契約担当官等が専任の監理技術者とは別に配置を求める技術者を配置することができないとき。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、防衛省発注工事等からの排除要請があったとき。

（契約の相手方の決定）

第7条 見積者が提出した見積金額が、契約担当官等が定めた予定価格の制限の範囲内である場合に、契約の相手方とする。

（再度見積）

第8条 前条の予定価格に達した価格の見積りがないときは、必要に応じ、再度見積を行う。

（契約の相手方となるべき見積をしたものが2人以上ある場合の契約の相手方の決定）

第9条 契約の相手方となるべき見積をした者が2人以上あるときは、契約担当官等が指定する日時及び場所において、当該見積をした者にくじを引かせて契約者を決定する。

2 前項の場合において、当該見積をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない隊員にくじを引かせる。

（契約の保証）

〔役務的保証に限定する場合〕

第10条 契約の相手方は、契約書案の提出と同時に、公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）を付し、その証券を契約担当官等に提出しなければならない。この場合の保証金額は、契約金額の10分の3以上としなければならない。

〔役務的保証に限定しない場合〕

第10条 契約の相手方は、契約書案の提出と同時に、契約金額の10分の1以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 契約の相手方は、前項本文の規定により契約保証金を納付する場合においては、あらかじめ、現金を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて契約担当官等に提出しなければならない。

3 契約の相手方は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証であるときは、当該保証に係る保証書を契約担当官等に提出しなければならない。

4 契約の相手方は、第1項ただし書きの規定により契約保証金の納付を免除された理由が、公共工事履行保証契約及び履行保証保険契約を締結したことによるものであるときは、公共工事履行保証契約にあつては公共工事履行保証証券に係る証券を、履行保証保険契約にあつては履行保証保険に係る証券を契約担当官等に提出しなければならない。

（契約書等の提出）

第11条 契約の相手方は、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、契約の相手方と決定した日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に、これを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 契約の相手方が前項に規定する契約書案を提出しないときは、契約の相手方としての資格を失う。

（仕様書等）

第12条 仕様書等は、積算等の目的以外に使用しないものとする。

（異議の申立）

第13条 見積者は、見積書提出後、この心得書、仕様書等、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

（その他）

第14条 不適切な形態による下請契約又は再委託契約により工事又は業務を実施する等契約当事者相互間の信頼関係を損なうような行為を行ってはならない。

（指名停止措置）

第15条 第4条第4項に規定するもののほか、この心得書に定める見積手続等に関する行為が、不正又は不誠実な行為等に該当する場合は、契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）の長から指名停止措置要領に基づく指名停止等を行うことがある。

委 任 状

受任者

営業所名 :
役 職 :
氏 名 :
電話番号 :

私は上記の者を代理人と定め、下記工事(業務)について次の権限を委任します。

記

工事名(業務の名称):

委任事項(例)

1. 入札及び見積について
2. 契約締結について
3. ……………

委任者

住 所 :
商号又は名称 :
役 職 :
代表者氏名 :
電話番号 :

西部方面会計隊本部業務科

西部方面会計隊本部業務科長 秋吉 裕之
殿

年 間 委 任 状

受任者
営業所名 :
役 職 :
氏 名 :
電話番号 :

私は上記の者を代理人と定め、下記工事(業務)について次の権限を委任します。

記

委任期間(※) 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

委任事項(例)

1. 入札及び見積について
2. 契約締結について
3.

委任者
住 所 :
商号又は名称 :
役 職 :
代表者氏名 :
電話番号 :

西部方面会計隊本部業務科

西部方面会計隊本部業務科長 秋吉 裕之
殿

※ 委任期間は、競争参加資格の有効期限を限度とする。

委 任 状

当社は、〇〇〇〇を代理人と定め、下記工事(業務)の入札・見積に関する一切の権限を委任します。

記

工事名(業務の名称):

西部方面会計隊本部業務科

西部方面会計隊本部業務科長 秋吉 裕之
殿

住 所 :
商号又は名称 :
代表者氏名 :
電話番号 :

入 札 書

工事名（業務の名称）

入札金額：¥

上記の金額をもって入札心得書及び現場説明書の条項を承諾の上、入札します。

令和〇年〇月〇日

西部方面会計隊本部業務科

西部方面会計隊本部業務科長 秋吉 裕之
殿

住 所 :
商号又は名称 :
代表者氏名 :
代表者電話番号 :
代理人氏名 :
代理人電話番号 :

注：金額、月日等の数字は算用数字で明確に記載すること。

入 札 辞 退 書

工事名（業務の名称）

上記工事（業務）について、都合により入札を辞退します。

令和〇年〇月〇日

西部方面会計隊本部業務科

西部方面会計隊本部業務科長 秋吉 裕之
殿

住 所 :
商号又は名称 :
代表者氏名 :
代表者電話番号 :
代理人氏名 :
代理人電話番号 :

見 積 書

工事名（業務の名称）

見積金額：¥

上記の金額をもって見積心得書及び現場説明書の条項を承諾の上、入札します。

令和〇年〇月〇日

西部方面会計隊本部業務科

西部方面会計隊本部業務科長 秋吉 裕之
殿

住 所 :
商号又は名称 :
代表者氏名 :
代表者電話番号 :
代理人氏名 :
代理人電話番号 :

注：金額、月日等の数字は算用数字で明確に記載すること。

見 積 辞 退 書

工事名（業務の名称）

上記工事（業務）について、都合により見積を辞退します。

令和〇年〇月〇日

西部方面会計隊本部業務科

西部方面会計隊本部業務科長 秋吉 裕之
殿

住 所 :
商号又は名称 :
代表者氏名 :
代表者電話番号 :
代理人氏名 :
代理人電話番号 :

入札説明書

西部方面会計隊本部業務科の高遊原59. 60. 61号他建物電気設備改修工事に係る入札公告(電気)に基づく入札については、関連法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日： 令和8年9月16日(水)

2 契約担当官等

- (1) 契約担当官： 分任契約担当官 陸上自衛隊健軍駐屯地 西部方面会計隊本部業務科長 秋吉 裕之
(2) 住 所： 〒862-0901 熊本県熊本市東区東町1-1-1

3 工事概要

- (1) 工事名： 高遊原59. 60. 61号他建物電気設備改修工事
(2) 工事場所： 熊本県益城郡益城町大字小谷1812 陸上自衛隊高遊原分屯地
(3) 工事内容及び工事範囲：別冊図面及び仕様書のとおり
(4) 工期： 令和9年3月31日(水)まで
(5) 使用する主要な資機材：LED器具

(6) その他

- ア 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
イ 本工事は、数量公開の対象工事であり、設計数量を参考数量として公開することとしており、手続きの詳細は、別添「数量公開の説明書」を参照するものとする。

4 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2) 防衛省における令和7・8年度年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、4(4)に示す級別の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望していること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること)。
(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者((2)の再度級別の格付を受けた者を除く。)でないこと。
(4) 以下の表の示す防衛省参加資格の等級(資格審査結果通知書の記3の等級)以上であること

工事区分	格付
電気	C

- (5) 平成23年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち上記4(4)の工事を施工した実績を有すること(建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。)(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について(施本建第220号(CCP)。13. 12. 9)に基づく施工成績評定通知書(以下「施工成績評定通知書」という。)並びに工事成績評定要領について(施本建第134号(CCP)。19. 7. 30)、工事成績評定要領について(経施第4404号。21. 3. 31)、工事成績評定要領について(防整技第15542号。27. 10. 1)又は工事成績評定要領について(防整技第7160号。28. 3. 31)に基づく工事成績評定通知書(以下「工事成績評定通知書」という。)の評定点合計(以下「評定点合計」という。)が65点未満のものを除くこと。
また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。
工事成績相互利用登録機関及び工事成績評定相互利用対象工事は属表第1のとおりである。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事(平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。)の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)を当該工事に専任で配置できること。
- ア 二級建築工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者である。
なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。
- ・ 二級建築工管理技士の資格を有するもの
 - ・ 建築工事においてはこれらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者
- イ 平成23年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である。
(原則、着工から完成まで従事している。)
なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、その成績が65点未満のものを除く。
- ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。
- エ 配置予定の監理技術者等にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- (8) 一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(防整施(事)第150号。28.3.31)(以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 西部方面会計隊本部業務科が発注した「4(4)と同種の工事」のうち2021年度以降2023年度までに完成・引き渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (10) 上記(3)1に示した工事に係る設計業務等の受注者(受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。)又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合は除く。以下同じ。)。
なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものでない。
- ア 資本関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。
- (ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- イ 人的関係
以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である 取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている 取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
 - d 組合(共同企業体を含む。)の理事
 - e その他業務を執行する者であって、aからbまでに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第 1項の規定により選任された管財人(以下管財人という。)を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合及び上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(12) 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県内に2(4)の工事区分に対応する工事業許可4(4)の工事区分に対応する工事業許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。

(13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

5 設計業務等の受注者等

上記4(10)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

6 担当部局

①入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒862-0901 熊本県熊本市東区東町1-1-1 陸上自衛隊健軍駐屯地 西部方面隊会計隊本部業務科 契約班 担当 和田 TEL 096-368-5111(内線3573) FAX 096-368-3579(直通)

②仕様書に関する問い合わせ先
〒861-2204 熊本県上益城郡益城町大字小谷1812 陸上自衛隊高遊原分屯地 業務隊 管理科 担当 陣内 TEL 096-232-2101(内線352)

7 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、4(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4(1)及び(5)から(13)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時点において4(2)から(4)までに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記4(2)及び(4)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおりとする。

 - ア 提出期間： 令和8年10月9日（金）午後3時00分まで
（行政機関の休日を除く）の毎日午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）
Eメールアドレス finhq4-wafin-wa@inet.gsdf.mod.go.jp
 - イ 提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）
又は電子メールにより提出
 - ウ 提出場所：上記5①に同じ。
- (2) 申請書は、属紙第1により作成すること。
- (3) 資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成23年度以降入札公告日までに工事が完成し、引き渡しが進んでいるものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績（属紙第2）」に記載する工事及び「配置予定の技術者（属紙第3）」に記載する工事が、平成23年度以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

 - ア 同種の工事の施工実績
上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を1件記載する。記載様式は属紙第2とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A4版1枚に記載する。
 - イ 配置予定の技術者
上記4(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、別紙第4に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とすることは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。また、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
 - ウ 工程表
アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した旧防衛施設局等の施工実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を属紙第4に記載すること。
 - エ 契約書の写し等
施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。

ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。
- (4) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、申請時に提出された返信用封筒により、令和8年10月13日（火）までに通知する。
- (5) 情報保全に係る履行体制についての確認
令和3年4月1日から公告日までの間に、防衛省発注機関が発注した工事を完成（完了）した実績を有している者は様式第1（運用通知の別紙様式第1）の誓約書を提出し、有していない者は別紙様式第2（運用通知の別紙様式第2）の誓約書を提出すること。
- (6) その他
 - ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
 - イ 契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。
 - ウ 提出された申請書等は、返却しない。
 - エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
 - オ 申請書等に関する問い合わせ先：上記6①に同じ。

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア 提出方法

書面(様式は自由とする。)を上記6に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

イ 提出期間

上記7(5)の通知の日から令和2年6月17日(水)まで(行政機関の休日を除く。)の毎日午前8時30分から午後5時00分まで(正午から午後1時までの間を除く。)

ただし、最終日は午後3時00分まで

- (2) 契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、令和8年10月20日までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

9 入札説明書に対する質問

- (1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出すること。

ア 書面(様式は自由とする。)を上記6①に持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

イ 提出期間: 令和8年9月18日(金) から 令和8年10月9日(金)まで

(行政機関の休日を除く。)の毎日、午前8時30分から午後5時まで。(正午から午後1時までの間を除く。)

ただし、最終日は午後3時00分まで。郵送等による場合は提出期限前日の午後5時00分必着。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧にも供する。

ア 期 間 : 令和8年10月14日(水) から 令和8年10月19日(月)まで

(行政機関の休日を除く。)の毎日、午前8時30分から午後5時まで。(正午から午後1時までの間を除く。)

イ 提出場所: 上記6①に同じ。

10 入札方法等

- (1) 入札書の提出方法等

ア 提出期間: 令和8年10月19日(月)

午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)

イ 提出場所: 上記6①に同じ。

ウ 提出方法

入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参又は郵送等により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示又は同封する。

また、郵送等により提出する場合は、提出期限までに到達するよう発送し、発送後速やかに担当部局に電話連絡する。

なお、入札書及び工事費内訳明細書が提出期限までに持参又は到達しない場合には、当該入札者は入札を辞退したものとみなす。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。

- (3) 入札回数は、原則として2回を限度とする。ただし、2回目の入札において落者がいない場合は、3回目の入札を執行する場合もある。なお、予決令第99条の2の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金:免除

(2) 契約保証金 :免除

ただし、落札者は、公共工事履行保証証券による保証(引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。))である場合において当該契約不適合を保証する特約(2年間)を付したものに限る。)を付するものとする。

この場合の保証金額は、請負代金の10分の3以上とする。

12 工事費内訳明細書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書の書面を提出しなければならない。

(2) 工事費内訳明細書の作成方法

ア 交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目(直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等)を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要(土木工事にあつては規格・寸法、数量、)単位、単価、金額等を記載したものとする。

イ 交付する数量書記載の数量については、参考数量であることから変更してもよいものとする。

ウ 工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3) 工事費内訳明細書の提出方法等

ア 提出期間:上記10(1)アに同じ

イ 提出場所:上記10(1)イに同じ

ウ 提出方法:上記10(1)ウに同じ

(4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。

(5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

(6) 提出された工事費内訳明細書の確認の結果、属表第2の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

(7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。

(8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。

この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。

(9) 工事費内訳明細書は参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

13 開札

(1) 開札の日時及び場所

ア 開札日時：令和8年10月20日(火)午前9時00分

イ 開札場所：健軍駐屯地会計隊会議室

(2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

ただし、郵便等などの入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(3) 開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。

(4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。

(5) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から連絡する。

(6) 情報保全に係る履行体制についての最終確認

入札の結果、落札予定者となった者に対し、情報保全に係る履行体制についての確認のため、様式第3(運用通知の別紙様式第3)から様式第6(運用通知の別紙様式第6)までの資料を求めることがある。提出期間は、資料提出要請の日からおおむね3営業日程度とするので、事前に準備しておくこと。

提出された資料では情報保全に係る履行体制について適切な体制を有すると確認できない者に対しては、追加資料を求めたりヒアリングを行うこともある。

提出期限内に資料提供できない者、追加資料の提出やヒアリングを拒否した者及び当該追加資料等によっても情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者については、競争参加資格を取り消し、その者の入札を無効とすることがある。

14 入札の無効

(1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する

(2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

15 落札者の決定方法

(1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(2) (1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。

くじの実施方法等については、発注者から指示をする。

16 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4(7)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

17 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が西部方面会計隊本部業務科で入札日から過去2年以内に完成した工事あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、4(7)に定める要件と同一の要件(4(7)イに掲げる工事経験を除く。)を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

(1) 65点未満の工事成績評定を通知された者

(2) 契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。

(3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者。

(4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その指名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

18 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

19 契約書作成の可否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

20 支払条件 前金払:協議により、応じる
 中間前金払又は部分払:応じない

21 火災保険付保の可否:要

22 再苦情申立て

契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は8(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日(行政機関の休日を除く。)以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

(1) 提出期間: 令和8年10月27日(火)
(行政機関の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までに行うこと。

(2) 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先:上記6①に同じ

23 関連情報を入手するための照会窓口 :上記6①に同じ

24 その他

(1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守する。

(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(4) 落札者は7(1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置すること。

(5) 代表者以外の者が入札に参加する場合は、入札時に委任状を提出すること。

(6) 低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の2以内とする。

標準競争参加資格確認申請書作成要領

工事名： 高遊原59. 60. 61号他建物電気設備改修工事

上記工事に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この作成要領に基づき「**一般競争参加資格確認申請書**」「**同種の工事の施工実績**」「**配置予定の技術者**」を作成の上、各1部提出して下さい。また、「同種の施工実績」が防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事以外の者については、「**工程管理に対する技術的所見**」を作成の上、1部提出して下さい。
なお、これらの資料は、競争参加資格を確認するための基礎資料として提出していただくものです。

記

1 一般競争参加資格確認申請書

- (1) 住所、商号又は名称及び代表者名等を記載し、申請して下さい。
- (2) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼付した長3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

2 同種の工事の施工実績

貴社が元請(共同企業体による施工は、出資比率が20%以上とする。)として施工実績のある同種の工事について記載して下さい。

- (1) 同種の工事とは次の事項を全て満足するものをいいます。

- ・用途(電気)
- ・LED器具新設等

- (2) 記載する工事は、令和3年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを1件記載して下さい。

なお、同種工事との判断が難しい場合は3件程度まで記載されても可とします。

- (3) 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事の場合は、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について(施本建第220号(CCP)。13. 12. 19)に基づく施工成績評定通知書(以下「施工成績評定通知書」という)並びに工事成績。評定要領について(施本建第134号(CCP)。19. 7. 30)、工事成績評定要領について(経施第4404号。21. 3. 31)、工事成績評定要領について(防整技第15542号。27. 10. 1)又は工事成績評定要領について(防整技第7160号。28. 3. 31)に基づく工事成績評定通知書「(以下「評定通知書」という。)の写しを添付して下さい。なお紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面(様式自由)により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。

- (4) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。

- (5) 「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。

- (6) 「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。

- (7) 「受注形態等」は、単体若しくは共同企業体の別を記載し、共同企業体の場合は、当該企業体の名称と出資比率を記載して下さい。

- (8) 「工事概要」は、構造形式、規模・寸法、使用機材・数量、施工条件についてそれぞれ簡潔に記載して下さい。

- (9) 「CORINS登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は「有」に○を付し、登録番号を記載して下さい。

3 配置予定の技術者

貴社が本工事を請け負うこととした場合、実際に配置可能な主任技術者又は監理技術者を記載して下さい。

- (1) 予定者として複数の候補技術者を記載しても結構です。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする事は差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行って下さい。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(防整施(事)第150号。28.3.31)(以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を行うことがあります。

入札後、落札者決定までの期間(予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。)第86条の調査期間を含む。)において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行って下さい。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とします。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

- (2) 「最終学歴」は、学校名、学科名及び卒業年次等を記載して下さい。

- (3)「法令による資格・免許」は、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置を予定されている者が取得している資格等(一級建築士等)を適宜記載して下さい。
なお、その他の資格として取得したものがあれば、適宜記載して下さい。
- (4)「工事概要」は、当該技術者が従事した同種の工事のうち、平成23年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを記載して下さい。
- (5) 記載する工事が平成23年度以降に完成した防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設の発注した工事の場合は、評定通知書の写しを添付して下さい。
なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面(様式自由)により評定通知書の写しの交付を申し出て下さい。
- (6)「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。
- (7)「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。
- (8)「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。
- (9)「従事役職」は、当該工事に技術者として従事した役職名を記載して下さい。
- (10)「工事内容」は、当該工事の構造形式、規模等を簡潔に記載して下さい。
- (11)「CORINS登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は「有」に○を付し、登録番号を記載して下さい。
- (12)「申請時における他工事の従事状況等」は、従事している全ての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記載して下さい。
- (13)「本工事と重複する場合の対応措置」は、申請時において他工事に従事している場合は、対応措置を記載して下さい。

4 工程管理に対する技術的所見

- (1) 本工事の図面及び仕様書等に基づき可能な範囲で、工事施工に関する工程表を作成して下さい。
- (2) 工程表に記載する内容は、主要となる項目と数量及びその概略工程とします。
- (3) 作成した工程表を基に、工程管理に対する技術的所見を記載して下さい。

5 提出場所、提出方法及び提出期間

(1) 提出場所

〒862-0901
熊本県熊本市東区東町1-1-1
陸上自衛隊健軍駐屯地 西部方面隊会計隊本部業務科 契約班
担当 和田
TEL 096-368-5111(内線3573)
FAX 096-368-3579(直通)
Eメールアドレス finhq4-wafin-wa@inet.gsdf.mod.go.jp

(2) 提出方法

持参、郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)又は電子メールにより提出して下さい。

(3) 提出期間： 令和8年10月9日(金)午後3時00分まで

ただし、正午から午後1時までの間は受付を行っていませんので注意して下さい。

6 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、提出期限の日をもって行い、その結果は以下の日付までに書面により通知します。
日付：令和8年10月13日(火)

7 競争参加資格がないと認められた方に対する理由の説明について

- (1) 競争参加資格がないと認められその旨通知された方は、その理由について説明を求めることができます。
- (2) (1)の説明を求める場合には、以下の日付までに持参、郵送等又は電子メールにより提出して下さい。
ただし、正午から午後1時までの間は受付を行っていませんので注意して下さい。
なお書面の提出先については、5(1)と同とします。
日付：令和8年10月16日午後3時00分
- (3) 説明を求められたときは、以下の日付までに、説明を求めた者に対して、回答書面を送付します。
日付：令和8年10月19日(月)

8 その他

- (1) 資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された資料は、当局において目的以外に使用することはありません。
- (3) 提出された資料は、返却いたしません。
- (4) 提出期限日以降の資料の差替え及び再提出は認めません。
- (5) 資料提出に関する問い合わせ先については、5(1)と同とします。

一般競争参加資格確認申請書（例）

分任契約担当官

陸上自衛隊健軍駐屯地

西部方面会計隊本部業務科長 秋吉 裕之 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

令和8年9月16日付けで入札公告のありました高遊原59. 60. 61号他建物電気設備改修工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと、入札説明書4（10）、（11）の条件を満たすこと及び添付書類の内容について事実と相違と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書7(3)アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書7(3)イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書7(3)エに定める契約書の写し
(契約書の写しの提出を求める場合のみ)
- 4 入札説明書7(3)ウに定める工程表を記載した書面
(工程表の提出を求める場合のみ)

以上

注1) 結果は押印省略とし、FAXにて通知いたします。
電話番号およびFAX番号を申請書に記載してください。

注2) 4項は提出者のみ記載して下さい。

同種の工事の施工実績（例）

会社名

工 事 名 称 等	工事名	
	発注機関名	
	工事場所	(都道府県名、市町村名を記入する。)
	契約金額	百万円単位
	工期	令和 年 月 日～令和 年 月 日
	受注形態	単体／JV(出資比率)
工 事 概 要	構造形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	施工条件	(市街地・軟弱地質等)
	その他	
CORINS登録の有無		有(CORINS登録番号) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
- 「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
- 「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成23年度以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

配置予定の技術者（例）

会社名

項	目	主任技術者又は監理技術者
氏	名	
最	終	学
歴		(学校名、学科名及び卒業年次を記入する。)
法令による資格・免許		(施工管理技士、建築士等の名称及び取得年月日、監理技術者資格の取得年月日、登録番号及び登録会社並びに監理技術者講習の取得年月日及び修了証番号を記入する。)
工事概要	工	事
	名	
	発	注
	者	名
	工	事
	場	所
	契	約
	金	額
		(都道府県名、市町村名を記入する。)
		(百万円単位で記入する)
	工	期
		令和 年 月 日～令和 年 月 日
	従	事
	役	職
		(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	工	事
	内	容
	CORINS登録の有	有(CORINS登録番号) 無
申請時における他工事の従事状況等	工	事
	名	
	発	注
	者	名
	工	期
		令和 年 月 日～令和 年 月 日
	従	事
役	職	
		(現場代理人、主任(監理)技術者等の名称)
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS登録の有	有(CORINS登録番号) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
- 「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
- 「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成23年度以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

品質管理に対する技術的所見

工事名： 高遊原59. 60. 61号他建物電気設備

会社名：

■対象	の品質管理について
-----	-----------

項 目	具体的な品質管理方法

工 程 表

工事名: _____

会社名: _____

			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20	10 20

■工程管理に対する技術的所見

一般競争参加資格確認申請書

分任契約担当官
陸上自衛隊健軍駐屯地
西部方面会計隊本部業務科長 秋吉 裕之 殿

令和8年9月16日付けで入札公告のありました高遊原59. 60. 61号他建物電気設備改修工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと、入札説明書4(10)、(11)の条件を満たすこと及び添付書類の内容について事実と相違と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書7(3)アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書7(3)イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書7(3)エに定める契約書の写し
(契約書の写しの提出を求める場合のみ)
- 4 入札説明書7(3)ウに定める工程表を記載した書面
(工程表の提出を求める場合のみ)

以上

注1) 結果は押印省略とし、FAXにて通知いたします。
電話番号およびFAX番号を申請書に記載してください。

注2) 4項は提出者のみ記載して下さい。

同種の工事の施工実績

会社名

工事名称等	工事名	
	発注機関名	
	工事場所	
	契約金額	
	工期	
	受注形態	
工事概要	構造形式	
	規模・寸法	
	使用機材・数量	
	施工条件	
	その他	
CORINS登録の有無		有(CORINS登録番号) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
- 「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
- 「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成23年度以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

配置予定の技術者

会社名

項		目		
氏		名		
最		学	歴	
終				
法令による資格・免許				
工事概要	工	事	名	
	発	注	者	
	工	事	場	
	契	約	金	
	工		期	
	従	事	役	
	工	事	内	
	CORINS登録の有	有（CORINS登録番号	）	無
申請時における他工事の従事状況等	工	事	名	
	発	注	者	
	工		期	
	従	事	役	
	本工事と重複する場合の対応措置			
	CORINS登録の有	有（CORINS登録番号	）	無

- 注） 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
- 「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
- 「無」に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成23年度以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

注2: ヒアリングの実施日時については後日通知しますが、日時は希望どおりにならない場合がありますのであらかじめご了承ください。

1 未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙が付いていない場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
3 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
4 その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

数量公開の説明書

1 提供方法

数量書の提供は、全ての者に対し、図面等の交付と同時に行うものとする。

2 数量書に対する質問等

数量書に対する質問の提出は、原則として、入札心得書に記載された「入札説明書に対する質問」又は「図面、仕様書、現場説明書等に対する質問」の取扱いに準じて行うものとする。

質問書は、入札説明書等に対する質問書とは区別して提出するものとする。

なお、数量の差異等に係わる質問は、根拠資料も併せて提出するものとする。

質問に対する回答については、入札説明書等に対する質問の回答書とは、別に回答する。

3 数量書の数量及び構成

(1) 数量の算出は、次の基準により算出している。

ア 建築工事

「公共建築数量積算基準(平成28年度版)国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

イ 土木工事

「土木工事数量調書作成の手引き(平成2年度版)整備計画局施設技術管理官制定」

ウ 電気設備工事・機械設備工事

「公共建築設備数量積算基準(平成28年度版)国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

「防衛施設設備積算要領(平成28年度版)整備計画局施設技術管理官制定」

エ 通信工事

「防衛施設設備積算要領(平成28年度版)整備計画局施設技術管理官制定」

「通信工事積算要領(平成28年度版)整備計画局施設技術管理官制定」

(2) 数量書の様式は、次の書式を参考としている。

ア 建築工事

「公共建築工事内訳書標準書式(平成28年度版)国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

イ 電気設備工事・機械設備工事・通信工事「公共建築設備工事内訳書標準書式(平成28年度版)国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

以上

高遊原59. 60. 61号他建物電気設備改修工事

関 連 書 類

- 1 入札説明書
- 2 契約書(案)
- 3 仕様書
- 4 標準現場説明書(金銭的保証)
- 5 標準競争資格参加確認申請書作成要領
- 6 市価調査書

今後の時程について

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1 公告掲示開始日 | : 令和8年9月16日 |
| 2 工期 | : 令和9年3月31日 |
| 3 入札説明書等配布開始日 | : 令和8年9月17日 |
| 4 一般競争資格確認申請書提出期限 | : 令和8年10月9日 |
| 5 競争参加資格確認結果通知 | : 令和8年10月13日 |
| 6 入札書等提出期限 | : 令和8年10月19日 |
| 7 開札日 | : 令和8年10月20日 |
| 8 市価調査書提出期日(FAX可) | : 令和8年7月24日 |

誓 約 書

分任契約担当官
西部方面会計隊本部業務科長 秋吉 裕之 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

弊社は、過去5年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡ししておりますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事（業務）を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すことを誓約いたします。

誓 約 書

分任契約担当官
西部方面会計隊本部業務科長 秋吉 裕之 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

弊社は、本工事（業務）を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すことを誓約いたします。